

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2025年6月20日
【事業年度】	第117期(自 2024年4月1日至 2025年3月31日)
【会社名】	株式会社西京銀行
【英訳名】	THE SAIKYO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 松岡 健
【本店の所在の場所】	山口県周南市平和通一丁目10番の2
【電話番号】	(0834) 31 - 1211(代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 山本 祐資
【最寄りの連絡場所】	広島市南区の場町一丁目3番7号 株式会社西京銀行 広島支店
【電話番号】	0120 - 319 - 017
【事務連絡者氏名】	広島支店長 茶谷 雅志
【縦覧に供する場所】	株式会社西京銀行 福岡支店 (福岡市博多区博多駅前三丁目23番22号) 株式会社西京銀行 広島支店 (広島市南区の場町一丁目3番7号)

(注) 広島支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者のご便宜のため有価証券報告書の写しを備えるものであります。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2020年度 (自2020年 4月1日 至2021年 3月31日)	2021年度 (自2021年 4月1日 至2022年 3月31日)	2022年度 (自2022年 4月1日 至2023年 3月31日)	2023年度 (自2023年 4月1日 至2024年 3月31日)	2024年度 (自2024年 4月1日 至2025年 3月31日)
連結経常収益	百万円	26,611	27,306	31,434	33,994	38,696
連結経常利益	百万円	6,285	7,505	7,991	8,319	7,843
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	4,229	5,086	5,400	5,531	5,953
連結包括利益	百万円	6,610	3,556	4,809	5,836	3,448
連結純資産額	百万円	79,931	87,552	85,867	90,797	93,337
連結総資産額	百万円	1,869,214	2,220,870	2,140,357	2,453,553	2,599,887
1株当たり純資産額	円	598.29	620.99	654.79	697.47	719.50
1株当たり当期純利益	円	34.51	41.92	45.40	46.53	50.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	4.27	3.94	4.01	3.70	3.59
連結自己資本利益率	%	5.49	6.07	6.22	6.26	6.46
連結株価収益率	倍	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	169,988	229,061	201,246	171,485	65,333
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	33,006	60,999	3,856	126,472	32,376
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	2,839	4,007	6,504	917	920
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	275,053	447,122	243,228	287,323	319,360
従業員数	人	717	682	644	612	617
[外、平均臨時従業員数]		[104]	[77]	[61]	[42]	[28]

(注) 1. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 連結株価収益率については、非上場のため記載しておりません。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第113期	第114期	第115期	第116期	第117期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
経常収益	百万円	26,148	26,804	31,060	34,310	38,663
経常利益	百万円	6,295	7,427	7,999	8,865	7,845
当期純利益	百万円	4,371	5,112	5,467	5,780	6,039
資本金	百万円	23,497	28,497	28,497	28,497	28,497
発行済株式総数						
普通株式		115,967	115,967	115,967	115,967	115,967
第二種優先株式	千株	5,000	-	-	-	-
第三種優先株式		5,500	5,500	-	-	-
第四種優先株式		-	10,000	10,000	10,000	10,000
純資産額	百万円	79,639	87,279	85,668	90,834	93,579
総資産額	百万円	1,871,935	2,221,622	2,140,937	2,453,937	2,599,862
預金残高	百万円	1,633,026	1,709,727	1,881,463	2,013,094	2,139,339
貸出金残高	百万円	1,331,584	1,449,087	1,572,260	1,709,694	1,785,376
有価証券残高	百万円	247,269	304,324	302,451	427,918	451,623
1株当たり純資産額	円	595.76	618.63	653.06	697.79	721.59
1株当たり配当額						
普通株式		6.00	6.50	6.50	6.50	7.00
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第二種優先株式		20.00	-	-	-	-
(内1株当たり中間配当額)	円 (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第三種優先株式		25.00	25.00	-	-	-
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第四種優先株式		-	10.00	15.00	15.00	15.00
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益	円	35.74	42.15	45.97	48.68	50.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	4.25	3.92	4.00	3.70	3.59
自己資本利益率	%	5.70	6.12	6.32	6.54	6.54
株価収益率	倍	-	-	-	-	-
配当性向	%	16.78	15.42	14.13	13.35	13.74

回次		第113期	第114期	第115期	第116期	第117期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	680 [93]	646 [68]	610 [52]	591 [39]	612 [27]
株主総利回り (比較指標：日経平均株価)	%	103.2 (154.2)	111.7 (147.0)	119.9 (148.2)	128.5 (213.4)	138.4 (188.2)
最高株価	円	527	564	600	638	682
最低株価	円	516	527	564	600	638

- (注) 1 . 2025年3月期の1株当たり配当額は、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の決議事項になっています。
 2 . 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 3 . 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 4 . 株価収益率については、非上場のため記載しておりません。
 5 . 当株式は非上場であるため、株主総利回り及び最高・最低株価は日刊新聞掲載の店頭気配値によるものであります。

2 【沿革】

1930年11月17日	徳山無尽共益株式会社設立
1944年2月1日	徳山無尽共益株式会社、下関無尽株式会社、宝栄無尽株式会社の三社が合併し、山口無尽株式会社を下関市豊前田町186番地に設立
1951年10月20日	相互銀行法に基づく相互銀行の免許を受け、商号を株式会社山口相互銀行に変更
1970年4月1日	本店を周南市平和通一丁目10番の2（現在の本店所在地）に移転
1977年4月11日	総合オンラインスタート
1978年6月1日	外国為替公認銀行としての業務開始
1982年5月17日	融資オンラインスタート
1983年4月1日	公共債の窓口販売業務開始
1984年4月1日	山口県指定代理金融機関となる
1986年11月20日	山相ビジネスサービス株（西京ビジネスサービス株）を設立
1987年6月1日	公共債のディーリング業務開始
1988年6月1日	公共債のフルディーリング業務開始
1988年10月1日	海外コルレス業務開始（1992年2月10日海外コルレス契約包括承認を取得）
1989年2月1日	普通銀行に転換、商号を株式会社西京銀行に変更
1990年3月26日	財団法人西京教育文化振興財団を設立
1992年7月10日	担保附社債信託法に基づく受託業務開始
1993年11月22日	勘定系オンラインスタート
1994年4月12日	西京カード株を設立（2010年3月に株式を譲渡し、持分法適用関連会社化）
1998年12月1日	証券投資信託の窓口販売業務開始
1999年10月1日	インターネットバンキング取扱開始
2000年8月1日	株エス・ケイ・ベンチャーズを設立（現連結子会社）
2001年4月1日	損害保険の窓口業務開始
2001年4月10日	株西京総研を設立
2002年3月5日	金地金の販売開始
2002年10月1日	生命保険の窓口販売業務開始
2004年2月13日	きらら債権回収株を設立（現連結子会社）
2010年12月24日	インターネット取引専業支店「ウェブ一丁目支店（現アクト支店）」開設
2011年4月1日	西京ビジネスサービス株を吸収合併
2011年7月22日	株西京システムサービスの株式を取得し子会社化
2014年1月4日	勘定系オンライン P R O B A N K - R 2 システムの運用開始
2014年1月28日	西京カード株の株式を再取得し、連結子会社化
2015年5月7日	オペレーションセンター「A C T - C O R E」営業開始
2020年6月26日	監査等委員会設置会社へ移行
2023年10月2日	西京カード株の全株式を譲渡
2023年11月22日	会社分割（吸収分割）により、当行の登録金融機関業務にかかる顧客の証券口座に関する権利義務をアイザワ証券株に承継し、公共債と証券投資信託の窓口販売終了
2024年5月6日	勘定系システム B a n k V i s i o n® の運用開始
2025年1月1日	株西京システムサービスを吸収合併

3 【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行、連結子会社2社及び投資事業有限責任組合1組合で構成され、銀行業務を中心に、債権管理回収業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係る位置づけは次のとおりであります。

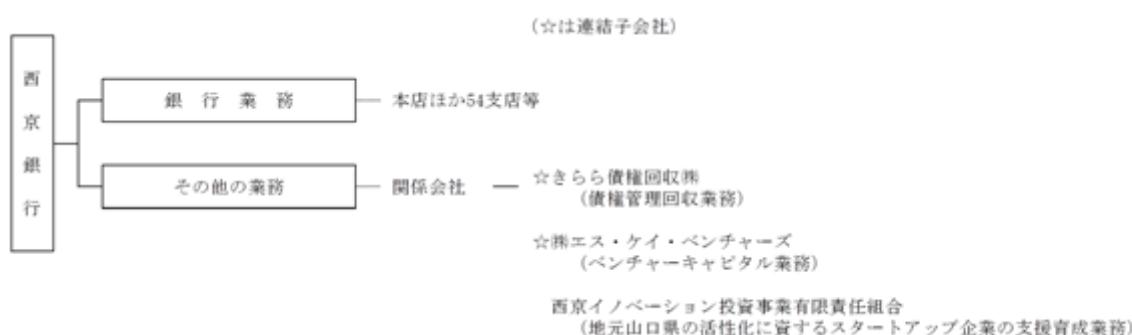
[銀行業務]

当行の本店ほか54支店等（店舗内店舗を含む）において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

[その他業務]

きらら債権回収株、株エス・ケイ・ベンチャーズの2社及び1組合において、債権管理回収業務、ベンチャーキャピタル業務、地元山口県の活性化に資するスタートアップ企業の支援育成業務を事業展開することにより、銀行業務のサポート及び金融サービスの充実を図っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



投資事業有限責任組合さいきょう地方創生ファンドは、2024年12月24日付にて清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

株式会社西京システムサービスについては、2025年1月1日付で当行を存続会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲から除外しております。

西京イノベーション投資事業有限責任組合は、2025年3月に新規設立しております。なお、同組合は連結の範囲に含めておりません。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) きらら債権回収(株)	山口県周南市	500	債権管理回収業務	100.00	4 (2)	-	預金取引関係 経理事務の受託	当行より建物の一部及び車両を賃借	-
(連結子会社) (株)エス・ケイ・ベンチャーズ	山口県周南市	100	ベンチャーキャピタル業務	100.00	4 (2)	-	預金取引関係 経理事務の受託	-	-

(注) 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります

投資事業有限責任組合さいきょう地方創生ファンドは、2024年12月24日付にて清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

前連結会計年度末において連結子会社であった株式会社西京システムサービスは、2025年1月1日付で当行を存続会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲から除外しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2025年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業務	その他の業務	合計
従業員数(人)	612 [27]	5 [1]	617 [28]

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員75人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2025年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
612 [27]	37.5	13.7	6,153

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員72人を含んでおりません。

2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。

3. 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

5. 当行は従業員組合を有していません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当行

当事業年度			労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1.			補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注) 1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注) 2.	全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者		
19.3	95.6	70.8	73.9	51.3	-	-

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出しております。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の6 第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出しております。

連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。

経営方針

当行グループは、地域金融機関として地域社会への金融サービス提供という役割を十分に担い、お客さまから安心してお取引いただける銀行を目指すためには、健全性と収益性を高めていくことが重要であると考えております。そのため、コンプライアンスの徹底は勿論のこと、財務内容の健全化、安定収益確保のための収益構造改革に努めております。

このような状況下において、当行グループの具体的な今後の方針につきましては、以下のとおりであります。

イ．経営理念・経営の基本方針

当行経営の基本理念は、「A C T - B A N K」です。

Active Bank 「地域を活性化する銀行」

Communication Bank 「お客さまとのコミュニケーションを大切にする銀行」

Trend Bank 「時代のニーズを先取りし創造していく銀行」

この基本理念に基づき、当行は「金融サービスを通じて、地域の活性化に貢献する」という役割・使命を十分に認識し、多くのお客さまの期待に応えるために、お客さまから「さすが西京」と言われる先進性のある商品、サービス力を磨き、お客さまからのご要望、ご依頼を正しく理解し、絶対に事務ミスをおこさない銀行という信頼感と何でも相談できる親近感を兼ね備えた銀行を目指します。これらを通じて、株主の皆さまからもご支持をいただけますよう努めてまいります。

ロ．中長期的な経営戦略

「中期経営計画～地域のシンクタンクになる！～（2025年4月～2028年3月）」では、長期ビジョン「地域に根差した中小・小規模事業者さまと個人のお客さまのための銀行」の実現に向けて、以下の主要施策を推進してまいります。

- ・ 地域のお客さまから選ばれる、魅力ある口座を提供するために、アプリバンキングの導入や地域デジタル通貨の発行支援などを通じた、預金口座サービスの強化及び利便性の向上
- ・ 地元事業者さまの人手不足対策や成長市場開拓など課題の解決に向けて、インドネシア進出支援コンサルの強化に加え、DXアプリの開発や属人化しやすい業務（経理、会計、給与計算、勤怠事務業務）の受託により、業務の効率化やコスト削減を支援
- ・ 地元農業事業者さまの後継者不足問題の解決に向けて、中森農産株式会社との資本業務提携を通じ、県外・海外展開を含む農業ビジネスの活性化を推進
- ・ 「西京イノベーションファンド」を活用した、山口県の地域課題の解決に貢献する起業家の育成・支援
- ・ 「女性が働きがいのある銀行日本一」を目指し、女性活躍推進法に基づいて、本人の意思を尊重する働きができる企業風土の構築
- ・ 収益計画に基づく期間利益の積み上げ、優先株式のリファイナンスによる自己資本の増強と、配当性向の向上を通じた株主への収益還元の充実

（業績目標）

以上の主要施策から以下の業績目標を定めてあります。（目標数値は、銀行業単体のものであります。）

項目	最終年度（2028年度）目標
経営目標	自己資本比率
	8.0%以上
	当期純利益
	70億円以上
	ROE（株主資本ベース）
	6.5%以上
配当性向	20.0%以上
1株配当	13円
年間コンサルティング収益	10億円以上

経営環境及び対処すべき課題等

当行を取り巻く外部環境は、米国の通商政策をめぐる不確実性や資源・原材料価格の高騰に加え、主たる営業エリアである山口県の人口減少・高齢化の進展により、中長期的にさらに厳しさを増すことが予想されます。

こうした環境下、2025年4月から2028年3月まで（3ヵ年）を計画期間とする新中期経営計画を策定いたしました。本計画では、「地域のシンクタンクになる！」をコンセプトに掲げ、地元事業者や個人のお客さまの多様な課題やニーズに積極的に取り組み、解決に向けたコンサルティング機能の強化を図ることで、これまで以上に地域のお役に立つ銀行を目指してまいります。

具体的には、人口減少による地域経済や市場の縮小が予想される中、2024年10月に新設した「ビジネスコンサルティング部」を中心に、地元事業者に対する伴走型の経営戦略立案をはじめ、DX・IT化の推進、経理・会計業務のフル代行サービス、インドネシア進出サポートなど課題解決や事業価値向上に向けたコンサルティングをさらに強化します。

個人のお客さまに対しては、ご好評いただいている各種キャンペーン定期預金の金利上乗せを継続するとともに、アプリバンキングの全面刷新による機能拡充を通じて、預金口座サービスの向上を図るなど、より一層の商品・サービスの充実に取り組んでいます。

また、人的資本経営の推進の一環として、女性活躍推進法に基づく『一般事業主行動計画』を策定いたしました。今後、仕事と家庭の両立支援や女性活躍に向けた職場環境の整備を一層進めるため、「プラチナえるぼし」の取得を推進し、「女性が働きがいのある銀行日本一」を目指してまいります。

当行は、これからも「金融を通じて地域の皆さまのお役に立つ」というミッションの下、一人でも多くのお客さまにお取引いただける銀行を目指し、引き続き努力してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当行グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものです。

(1) ガバナンス

当行グループでは、経営方針や長期ビジョンの下、「西京銀行グループSDGs宣言」で下記4つのマテリアリティを定めています。

1. 地域：地域社会・経済の活性化への取組み
2. 高齢化：高齢化社会に対応した金融サービスの提供
3. 人権：ダイバーシティ、地域のお客さまが安心して暮らせる社会づくり
4. 環境：業務を通じた環境保全

このうち、「4.環境」では、気候変動や地球温暖化に配慮した環境保全・保護に取り組んでいくことを表明するとともに、2021年9月にTCFD提言への賛同を表明しました。気候変動シナリオ分析を進め、開示内容の充実を図っていくとともに、地域のスムーズな脱炭素社会への移行に向けて、グループ一体となって取り組んでいます。

サステナビリティ関連のリスク及び機会への対応を強化することを目的に、2019年11月の西京銀行グループSDGs宣言に合わせ、「SDGs推進委員会」を設置しました。同委員会では、上記4つのマテリアリティへの取組状況等に関する審議や施策の協議を行っています。

気候変動に関する取組みの進捗状況や目標の達成状況については、SDGs推進委員会での審議・協議を経て取締役会に報告し、取締役会は気候変動に関する指針・戦略を議論・監督することで、ガバナンス体制を構築しています。

<西京銀行グループのガバナンス体制図>



(2) 戦略

サステナビリティに関する戦略

当行グループは、サステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、短期、中期及び長期にわたり経営方針・経営戦略に影響を与える可能性があるものとして「気候変動や地球温暖化に配慮した環境保全・保護」をマテリアリティの一つとして設定しております。

当行グループの貸出残高に占める炭素関連資産の割合は1.64%（2025年3月末基準）であり、今後、気候変動が当行グループの経営に与えるリスクと機会の影響、及び様々な気候関連シナリオに基づく分析の実施について検討してまいります。

TCFD提言を踏まえた「エネルギー」「ユーティリティ」セクター向け貸出の合計（ただし、水道事業、再生可能エネルギー発電事業を除く）

移行リスク	低炭素社会への移行に伴う気候変動政策や規制、技術革新等により、一部のお客さまについて収益減少や既存資産等の減損により業績が悪化し、当行の与信関係費用が増加する可能性があります。
物理的リスク	台風、豪雨、洪水など、気候変動に起因する自然災害によるお客さまの事業悪化や担保物件の棄損に伴い、当行の与信関係費用が増加する可能性があります。
機会	気候変動に対する社会的関心の高まりにより、低炭素化・脱炭素化に向けた設備投資等、企業への金融サービスの提供機会が増加します。

人的資本に関する戦略

当行グループは、「西京銀行グループ S D G s 宣言」において、「人権」をマテリアリティの一つとして定め、社会及び個人の多様性を踏まえ、誰もが働きがいをもって仕事に取り組むことができる社内環境の整備に取り組んでいます。

経営方針においても、当行グループの主たる経営基盤である山口県の人口減少・高齢化の進展や、地元中小規模事業者における人財不足等地域の課題解決に取り組むために、勘定系システムの刷新による営業店の事務レスや完全ペーパレス化、職員の「全員コンサル」化に取り組んでおり、その一環として、2023年4月より新人人事制度に移行しました。

当該人事制度では、女性を中心に営業店の事務職を担当してきた地域限定総合職を総合職に一本化しました。待遇差を解消するとともに、事務職に縛られない活躍の機会を拡大することで、職員一人ひとりが自身のキャリアや多様な働き方を長期的に展望することが可能となります。また、そのためのスキルや専門性を磨くために、以下のテーマで人財の育成と社内環境整備に取り組んでいます。

. プロフェッショナル人財の育成

職員一人ひとりが自身の特性等に合わせて専門性を磨き、自律的にキャリアを構築できる環境を整備するために、「プロフェッショナルコース」を開設しました。

. 女性の活躍

職員一人ひとりの多様性を尊重し、異なる属性や経験、価値観を継続的かつ積極的に経営に取り入れるために、女性がキャリアを止めることなく活躍できる社内環境整備に取り組んでいます。近年、企業における女性の社会進出や活躍をサポートする取り組みの重要性が増す中、当行は地域のロールモデルを目指し、女性活躍推進法に基づく最上位認定である「プラチナえるぼし」の取得を推進しています。今後も、「女性が働きがいのある銀行日本一」を目標に掲げ、仕事と家庭の両立を支援する制度の充実や女性の活躍を促進する職場環境の整備を一層強化し、一般事業主行動計画に基づく各種施策を実践します。

. 人財の多様性の促進

お客様や社会のニーズが多様化・国際化する時代に対応するために、外国人材の採用を開始しました。異なるバックグラウンドを持つ人々への理解を深めることで組織文化の多様化を促進し、グローバルな企業文化を醸成します。

(3) リスク管理

当行グループでは、(1)ガバナンスに記載のとおり、サステナビリティ関連のリスク及び機会として「地域」「高齢化」「人権」「環境」の4つをマテリアリティとして定め、S D G s 推進委員会で当該マテリアリティへの取組状況等に関する審議や施策の協議を行っています。

S D G s 推進委員会は四半期ごとに開催し、頭取を委員長に、常勤取締役及び監査等委員、関連部門の部長等のメンバーで構成され、その取組状況等について半期ごとに取締役会に報告することを取締役会規程に定め、実行することで、当該リスク及び機会の識別・評価・管理を行っています。

2024年度におけるS D G s 推進委員会の活動状況は以下のとおりです。

開催実績	4回	
主な議題	1. 地域社会・経済の活性化への取組み	・医療介護分野、事業再生先へのコンサルティング ・D X、人材、経営戦略等に関するコンサルティング
	2. 高齢化社会に対応した金融サービスの提供	・事業承継、M&A、ビジネスマッチング等 ・西京S D G s コンサルティングサービス
	3. ダイバーシティ、地域のお客さまが安心して暮らせる社会づくり	・人財投資（人財育成、教育研修、資格取得サポート） ・人財多様化（外国人、障がい者雇用）
	4. 業務を通じた環境保全	・地元事業者のカーボンニュートラルサポート ・西京銀行グループで取り組む環境保全

このうち、気候変動に起因する移行リスク及び物理的リスクについても、当行グループの事業運営、戦略、財務計画等に影響を与えることを認識しており、今後、当該リスクに係る影響を把握・分析するとともに、統合的リスク管理の枠組みにおける管理態勢の構築を検討してまいります。

また、地域経済、地域社会の持続可能性の向上を実現していくために、環境・社会課題の解決に向けた投融資方針を定めました。環境・社会にポジティブな影響を与えると考えられる企業及び事業に対して積極的に支援していく一方で、特定事業者への投融資については慎重に判断することで、環境・社会へのネガティブな影響の低減・回避に努めてまいります。

積極支援	お客さまの環境・社会・ガバナンスにかかる取組み及びその事業
原則禁止	核兵器やクラスター弾等の非人道的な兵器の開発・製造を行う事業 人身売買等の人権侵害や強制労働に関する事業 石炭火力発電所の新規建設事業 石炭火力発電所について例外的に取組みを検討する場合は、国際的なガイドライン等を参考に、個別案件ごとの背景・特性等を十分に勘案のうえ、慎重に対応します。

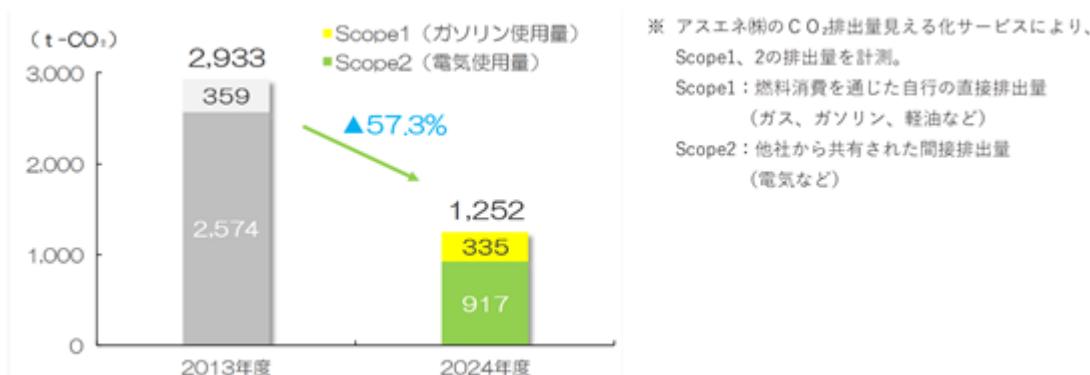
(4) 指標及び目標

サステナビリティに関する指標及び目標

当行グループでは、サステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、業務を通じて気候変動や地球温暖化に配慮した環境保全・保護に取り組むために、以下の指標及び目標を掲げています。

. 温室効果ガス排出量の削減

当行グループでは、店舗網の見直しや自行ATM台数の適正化、新築店舗のLED化等を進めてきた結果、2024年度のCO₂排出量は2013年度比57.3%となり、政府目標である2013年度比46%を既に達成しています。



今後の店舗計画の中でも従来の取組みを継続し、現在の排出量水準を維持してまいります。

. 気候変動対応関連投融資の推進

当行グループは、気候変動対応関連投融資を通じ、持続可能な地域社会の実現や、再生可能エネルギーの活用をはじめとした低炭素社会への移行に資する企業、プロジェクトへ資金支援を実施しており、以下のとおり、2025年3月末現在の気候変動対応関連投融資残高は960億円となりました。

	2023年3月末	2024年3月末	2025年3月末
気候変動対応関連投融資残高	288億円	975億円	960億円

今後も積極的な投融資を通じ、同水準の投融資を実現してまいります。

また、地元企業によるカーボンニュートラルに向けた取組みを後押しするために、事業再構築補助金（グリーン成長枠）を活用したコンサルティングに取り組んでいるほか、環境省が実施する「地域脱炭素融資促進利子補給事業」の指定金融機関にも採択されています。

2024年度までのサポート実績は以下のとおりです。

サポートメニュー	サポート先数	補助金額、利子補給対象額
事業再構築補助金（グリーン枠）	3先	3億円
地域脱炭素融資促進利子補給事業	10先	3.3億円

今後も付加価値の高い金融サービスの開発と提供について検討してまいります。

人的資本に関する指標及び目標

人財の育成及び社内環境整備に関する指標及び目標についての方針は次のとおりです。

. プロフェッショナル人財の育成

新人事制度への移行に合わせて新設した「プロフェッショナルコース」では、従来のマネジメント職種（支店長、部長等）としてのキャリアに限定せず、特定のコンサル領域（資産運用、不動産、IT等）の専門知識や経験を積むことで、時代の変化に応じた人財の多様性を確保します。2024年度には7名がプロフェッショナルコースに移行しました。

また、プロフェッショナルコースの開設に伴い、公的資格や高難度試験へ挑戦するための学習費用や合格奨励金等、自己啓発補助制度を大幅に拡充しました。資産運用、不動産、IT等といったコンサル分野の専門知識だけでなく、語学や経営学等の分野についても補助対象とし、職員の自律的なキャリア構築と人財の多様化を支援・促進することで、地域金融機関としてお客様のお役に立ち続ける人財の育成に努めています。

2024年度の補助支援実施額と2025年度の補助支援予定額は以下のとおりです。

2024年度 補助支援実施額	11百万円
2025年度 補助支援予定額	13百万円

. 女性の活躍

当行グループでは、女性がキャリアを止めることなく活躍できる社内環境整備に取り組んでおり、出産や育児、介護等のライフイベントとキャリアプランを両立できる休暇・短時間勤務等の人事制度を整備しています。

また、個々のライフイベントとキャリアプランを重視した配属により、以下のとおり、女性管理職や将来の女性管理職候補者（係長以上）も着実に増加・育成されています。

	2023年3月末	2024年3月末	2025年3月末
女性の育児休業取得率（注）1	100%	100%	100%
育児短時間勤務取得者数（注）2	63名	59名	57名
女性管理職者数（注）3 (比率)	10名 (11.1%)	15名 (15.2%)	19名 (19.4%)
女性管理職候補者数（注）4 (比率)	87名 (40.7%)	127名 (47.9%)	136名 (49.6%)

（注）1. 女性の育児休業取得率：当該連結会計年度の前連結会計年度末までの1年間に在職中に出産した女性のうち、当該連結会計年度末までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む）の割合として算出。

2. 育児短時間勤務制度：子が小学校3年生まで利用可能（法律以上の対応）。

3. 女性管理職者数：2030年3月末までに30%とする目標

4. 女性管理職候補者数：係長以上の女性職員のうち、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年法律第64号）の規定による管理職を除く職員。

プロフェッショナル人財の育成と合わせ、異なる属性や経験、価値観を持つ多様な人財を継続的かつ積極的に経営に取り入れるために、今後も女性活躍関連の目標について検討してまいります。

. 人財の多様性の促進

当行グループの主たる経営基盤である山口県の環境認識から、海外に成長市場を求める地元事業者へのコンサルティング活動も本格化させており、組織文化の多様化を促進するために、外国人材の採用を開始しました。

また、地域金融機関としての社会的責任として、以下のとおり、障がい者採用にも継続的に取り組んでおり、多様な人材が長期・安定的に働き続けることができる職場環境の整備に努めています。

	2022年度	2023年度	2024年度
新卒採用者数 (うち、外国人)	24名 (0名)	27名 (0名)	46名 (3名)
障がい者採用数	0名	6名	3名
中途採用者数	2名	3名	25名
合計 (うち、男性) (うち、女性)	26名 (12名) (14名)	36名 (23名) (13名)	74名 (44名) (30名)

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。

当行の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクとして、以下に記載したリスクのうち、(1)信用リスク及び(2)市場リスクがあげられます。

当行は、当該リスクについて、統計的手法であるVaRを用いて、ある確率（信頼区間99%）の下、一定期間に被る可能性のある最大損失額（リスク量）を見積り、把握しております。

これらのリスクが顕在化した場合、当行の業績・業務運営に影響を及ぼす可能性があるため、当行では業務の継続性を確保する観点から、リスク量が自己資本の範囲内に収まるよう資本配賦制度（リスク量に対する資本の割当て）を用いた業務運営を行い、経営戦略と一体となったリスク管理を実践しております。なお、これらのリスクが顕在化する時期や程度については、外部要因に左右されるものであり想定が難しいことから記載しておりません。

当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であり、これらのリスク管理体制等については、「第4 提出会社の状況 4コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

(1) 信用リスク

当行の信用供与先は、景気動向、各業種の盛衰、株価、為替、不動産価格等の変動、感染症の感染拡大及び地政学的リスクの動向等様々な要因により、経営環境に影響を及ぼされ、その結果、財務状況の悪化等により、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場リスク

当行は、様々な金融商品を取り扱う投資活動及び政策投資による運用を行っており、金利、株価、為替及び債券価格等の様々な市場のリスク要因の変動により、資産・負債（オフバランス取引を含む）の価値または資産・負債から生み出される収益が変動し、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 流動性リスク

運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・市場流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) オペレーションリスク

当行及び業務委託先の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失（金銭的な損失のみならず当行の信用失墜を含む）を被るリスクをいい、以下に分類しております。

・事務リスク

営業店及び本部における事務処理の誤り、業務のプロセス不備等及び当行の機密情報（顧客情報・個人情報を含む）の漏洩等により、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・システムリスク

コンピューターシステムのダウン又は誤作動等システムの不備、サイバーセキュリティ事案、またはコンピューターが不正使用されることにより、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・リーガルリスク

銀行業務における法令違反や契約書などの法的要件の不備、銀行内部の役職員による不正行為、外部からの違法行為、及び不適切な商品販売、顧客への説明不足により、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・人的リスク

人材の確保、人員配置、年齢構成等に起因し、現在及び将来の経営に支障をきたすリスク及び雇用、健康等に関する法令及び協定に違反した行為、労働災害または差別行為等により、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・有形資産リスク

自然災害その他の事象により、当行の有形資産が損失を被ることにより、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・風評リスク

銀行に対するネガティブな情報・認識が広まることにより、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 災害等の発生に関するリスク

当行は、地震、風水害、疫病などにより、業務運営の全部または一部の継続に支障をきたし、当行の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。当行は、各種緊急事態を想定したコンティンジェンシープランを策定し、緊急時における対応体制を整備していますが、被害の程度によっては、業務の一部が停止する等、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、感染症等の感染拡大リスクが顕在化した場合や、地震、風水害が発生した場合には、代表取締役頭取を委員長とした危機管理委員会を設置し、適切かつ迅速な対応を行うこととしてあります。

(6) グループ会社のリスク

連結対象子会社・関連会社の直面する各種のリスクが、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自己資本比率

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(2006年金融庁告示第19号)に定められる国内基準を維持しなければなりません。現時点において、この国内基準は4%以上となっており、これを下回る水準となった場合には、金融庁長官から業務の改善、停止等の命令を受ける可能性もあります。

(8) 情報漏洩に係るリスク

当行は、預金取引等を通じて非常に多くのお客様の情報を保有しております。2005年4月より個人情報保護法が施行され、当行も個人情報取扱事業者として個人情報保護に係る義務等の遵守を求められております。オペレーショナルリスク等に起因して顧客情報・当行機密情報が漏洩した場合には、お客様に多大なご迷惑をかけるとともに、当行においても直接的な損害が発生する可能性があります。

(9) 気候変動に係るリスク

気候変動に起因する台風、豪雨、洪水などの自然災害によるお客様の業況悪化や、担保物件の棄損といった「物理的リスク」及び、低炭素社会への移行に伴う気候変動政策や規制、技術革新等により、お客様の収益減少や既存資産等の減損により業績が悪化する「移行リスク」により、当行の与信関係費用が増加する可能性があります。

当行は、こうした気候変動に起因する物理的リスク及び移行リスクが、当行の事業運営、戦略、財務計画に影響を与えることを認識しており、「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」の提言を踏まえ、当該リスクに係る影響を把握・分析するとともに、当該リスクの識別、評価を行うための統合的リスク管理の枠組みにおける管理態勢の構築を検討し、これらに関する情報開示を進めてまいります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ（当行及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

・業績

わが国の経済は、企業収益の改善に伴う雇用・所得環境の好転を背景に、緩やかな回復基調にあります。一方で、米国の通商政策をめぐる不確実性や地政学的リスクの高まりなどにより、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当行の主たる経営基盤である山口県においても、雇用者所得や個人消費は緩やかな回復基調にあるものの、米国の通商政策や国際金融市場の動向が当地の金融経済に及ぼす影響については、今後も引き続き注視していく必要があります。

こうした中、当行では、長期ビジョンである「地域に根差した中小規模事業者さまと個人のお客さまのための銀行」の実現に向け、中期経営計画における預金残高2兆円の目標を1年前倒しで達成した後も、地域シェアの拡大をさらに推進し、地域における存在感を高めることで、より地域のお役に立つ銀行を目指して活動を続けてまいりました。その結果、中期経営計画最終年度となる当連結会計年度は、次のような営業成績となりました。

預金は、主力商品である「年金定期預金」「退職金定期預金」に加え、今年1月～2月に実施した「新規口座開設キャンペーン」が大変ご好評いただき、前連結会計年度より1,266億円（6.29%）増加し、2兆1,391億円となりました。引き続き過去最高残高を更新しながら順調に増加しております。

貸出金は、当地の事業環境を踏まえ、コロナ融資利用先を中心とした伴走型金融支援に加え、経営改善計画の策定等具体的な再生支援、各種補助金等申請サポートを通じた設備投資の後押しを継続しているほか、好調な預金を原資に個人のお客さまからの住宅取得ニーズに積極的にお応えした結果、前連結会計年度より757億円（4.43%）増加し、1兆7,857億円となりました。こちらも引き続き過去最高残高を更新しながら、順調に増加しております。

有価証券は、前連結会計年度より239億円（5.60%）増加し、4,512億円となりました。

なお、当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度より1,463億円（5.96%）増加し、2兆5,998億円となりました。

損益状況につきましては、連結経常収益は、地元向けの積極的な貸出推進やインカム重視の有価証券運用により、前連結会計年度より47億1百万円（13.83%）増加し、386億96百万円となり、4期連続の増収となりました。

連結経常費用は、預金利息を含む資金調達費用の増加や、新規口座開設キャンペーンに伴う費用の計上により、前連結会計年度より51億78百万円（20.16%）増加し、308億53百万円となりました。

以上により、連結経常利益は4億76百万円（5.72%）減益の78億43百万円となった一方、親会社株主に帰属する当期純利益については、不良債権額の縮減による信用コストの減少等が法人税等の負担率を低下させたことから4億21百万円（7.62%）増益の59億53百万円となり、5期連続過去最高益を更新いたしました。

連結自己資本比率（国内基準）は、分子となる自己資本額を積み上げたことに伴い、前連結会計年度より0.24ポイント上昇し、7.42%となりました。

・キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローにおいて653億33百万円の獲得（前連結会計年度は1,714億85百万円の獲得）、投資活動によるキャッシュ・フローにおいて323億76百万円の使用（前連結会計年度は1,264億72百万円の使用）、財務活動によるキャッシュ・フローにおいて9億20百万円の使用（前連結会計年度は9億17百万円の使用）となり、当連結会計年度末における資金残高は、3,193億60百万円（前連結会計年度末は2,873億23百万円）となりました。

なお、当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、653億33百万円（前連結会計年度は1,714億85百万円の獲得）となりました。これは主に、貸出金の純増757億55百万円に対し、預金の純増1,266億89百万円及び借用金の純増415億0百万円であったためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、323億76百万円（前連結会計年度は1,264億72百万円の使用）となりました。これは主に、有価証券の売却による収入681億27百万円及び有価証券の償還による収入351億73百万円に対し、有価証券の取得による支出が1,323億12百万円であったためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、9億20百万円（前連結会計年度は9億17百万円の使用）となりました。これは主に、配当金の支払額9億1百万円によるものであります。

国内・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支につきましては、国内業務部門においては、預金利息の増加によって資金調達費用が増加しましたが、貸出金利息、有価証券利息配当金の増加によって資金運用収益が増加したことから、前連結会計年度よりも796百万円（3.53%）の増益となりました。国際業務部門においては、金利スワップ支払利息が増加した一方で、金利スワップ受入利息や有価証券利息配当金が増加したことから、前連結会計年度より659百万円の増益となり、相殺消去後の合計においても2,031百万円（9.29%）の増益となりました。

役務取引等収支につきましては、国内業務部門において前連結会計年度より217百万円損益が改善し、相殺消去後の合計においても219百万円の損益改善となりました。

その他業務収支につきましては、国内業務部門において国内債券の損益処理を進めたことから、前連結会計年度より738百万円悪化しました。国際業務部門においては、前連結会計年度に外国債券の損失処理を進めていたことから、前連結会計年度より966百万円損益が改善し、相殺消去後の合計においても、227百万円の損益改善となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	22,538	103	593	21,841
	当連結会計年度	23,334	556	18	23,872
うち資金運用収益	前連結会計年度	24,904	2,247	662	26,490
	当連結会計年度	27,923	3,201	49	31,076
うち資金調達費用	前連結会計年度	2,366	2,350	68	4,648
	当連結会計年度	4,589	2,645	31	7,203
役務取引等収支	前連結会計年度	634	0	10	646
	当連結会計年度	416	1	9	427
うち役務取引等収益	前連結会計年度	4,191	0	11	4,180
	当連結会計年度	4,149	0	9	4,140
うち役務取引等費用	前連結会計年度	4,826	1	0	4,827
	当連結会計年度	4,565	1	0	4,567
その他業務収支	前連結会計年度	153	1,512	-	1,359
	当連結会計年度	585	546	-	1,132
うちその他業務収益	前連結会計年度	1,366	29	-	1,395
	当連結会計年度	476	22	-	499
うちその他業務費用	前連結会計年度	1,213	1,541	-	2,754
	当連結会計年度	1,061	569	-	1,631

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めてあります。

2. 資金調達費用は金銭の信託見合費用（前連結会計年度 4百万円 当連結会計年度 7百万円）を控除して表示しております。

3. 相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整及び国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

国内業務部門では、資金運用勘定については、平均残高は貸出金の増加を主要因として前連結会計年度より94,532百万円(4.17%)増加し、利息は有価証券利息配当金や貸出金利息の増加を主要因として前連結会計年度より3,019百万円(12.12%)増加しました。資金運用利回りは、政策金利の上昇を受け前連結会計年度より0.08ポイント上昇しています。資金調達勘定については、平均残高は預金の増加を主要因として前連結会計年度より84,179百万円(3.82%)増加し、利息は預本金利の上昇を主要因として前連結会計年度より2,223百万円(93.93%)増加しました。

国際業務部門では、資金運用勘定については、平均残高が有価証券の減少により前連結会計年度より7,634百万円(14.37%)減少したものの、利息は有価証券利回りの上昇を主要因として954百万円(42.44%)増加し、資金運用利回りは2.80ポイント上昇しました。資金調達勘定については、債券貸借取引受入担保金が減少したことにより、平均残高は前連結会計年度より7,243百万円(13.83%)減少したものの、利息は294百万円(12.52%)増加し、資金調達利回りは1.38ポイント上昇しました。

以上より、合計部門においては、相殺消去後の合計で、資金運用利回りは前連結会計年度から0.15ポイント上昇して1.30%、資金調達利回りは0.11ポイント上昇して0.31%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	2,261,699	24,904	1.10
	当連結会計年度	2,356,232	27,923	1.18
うち貸出金	前連結会計年度	1,638,914	21,153	1.29
	当連結会計年度	1,746,678	22,856	1.30
うち商品有価証券	前連結会計年度	11	0	0.19
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	300,507	3,356	1.11
	当連結会計年度	413,484	4,401	1.06
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	81	0	0.00
	当連結会計年度	550	2	0.47
うち預け金	前連結会計年度	304,031	211	0.06
	当連結会計年度	183,236	520	0.28
資金調達勘定	前連結会計年度	2,200,348	2,366	0.10
	当連結会計年度	2,284,527	4,589	0.20
うち預金	前連結会計年度	1,890,375	2,287	0.12
	当連結会計年度	1,973,635	4,038	0.20
うち譲渡性預金	前連結会計年度	2,737	0	0.00
	当連結会計年度	4,583	4	0.08
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	122,316	26	0.02
	当連結会計年度	3,684	8	0.23
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	44,060	4	0.00
	当連結会計年度	10,996	7	0.06
うち借用金	前連結会計年度	144,724	42	0.02
	当連結会計年度	295,530	82	0.02

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。
2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度2,751百万円 当連結会計年度3,489百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度3,872百万円 当連結会計年度3,906百万円）及び利息（前連結会計年度4百万円 当連結会計年度7百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前連結会計年度	53,128	2,247	4.23
	当連結会計年度	45,494	3,201	7.03
うち有価証券	前連結会計年度	47,893	1,541	3.21
	当連結会計年度	44,250	1,898	4.28
資金調達勘定	前連結会計年度	52,360	2,350	4.48
	当連結会計年度	45,117	2,645	5.86
うち預金	前連結会計年度	1,791	10	0.56
	当連結会計年度	1,392	9	0.67
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	33,686	1,942	5.76
	当連結会計年度	32,537	1,700	5.22

- (注) 1. 国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式（前月末TTMを当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式）により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り(%)
		小計	相殺消去額()	合計	小計	相殺消去額()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	2,314,828	20,860	2,293,967	27,152	662	26,490	1.15
	当連結会計年度	2,401,726	13,144	2,388,581	31,125	49	31,076	1.30
うち貸出金	前連結会計年度	1,638,914	1,525	1,637,389	21,153	33	21,119	1.28
	当連結会計年度	1,746,678	74	1,746,604	22,856	0	22,855	1.30
うち商品有価証券	前連結会計年度	11	-	11	0	-	0	0.19
	当連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	348,400	1,733	346,666	4,897	587	4,309	1.24
	当連結会計年度	457,735	1,248	456,486	6,299	18	6,281	1.37
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	81	-	81	0	-	0	0.00
	当連結会計年度	550	-	550	2	-	2	0.47
うち預け金	前連結会計年度	304,031	721	303,310	211	0	211	0.06
	当連結会計年度	183,236	637	182,599	520	0	520	0.28
資金調達勘定	前連結会計年度	2,252,709	19,127	2,233,582	4,717	68	4,648	0.20
	当連結会計年度	2,329,645	11,896	2,317,749	7,235	31	7,203	0.31
うち預金	前連結会計年度	1,892,167	721	1,891,446	2,297	0	2,297	0.12
	当連結会計年度	1,975,028	637	1,974,390	4,047	0	4,047	0.20
うち譲渡性預金	前連結会計年度	2,737	-	2,737	0	-	0	0.00
	当連結会計年度	4,583	-	4,583	4	-	4	0.08
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	122,316	-	122,316	26	-	26	0.02
	当連結会計年度	3,684	-	3,684	8	-	8	0.23
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	77,747	-	77,747	1,946	-	1,946	2.50
	当連結会計年度	43,534	-	43,534	1,708	-	1,708	3.92
うち借用金	前連結会計年度	144,724	1,525	143,199	42	42	-	-
	当連結会計年度	295,530	74	295,456	82	0	81	0.02

(注) 1. 相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整及び国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の調整であります。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度2,751百万円 当連結会計年度3,489百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度3,872百万円 当連結会計年度3,906百万円)及び利息(前連結会計年度4百万円 当連結会計年度7百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益につきましては、国内業務部門において証券関連業務が増収となったものの、前期に西京カード株式会社（現MIRAI株式会社）の全株式を譲渡したことにより個別信用購入あっせん業務に係る役務取引等収益が減収となったことから前連結会計年度より42百万円（1.01%）の減収となり、相殺消去後の合計においても40百万円（0.97%）の減収となりました。

役務取引等費用につきましては、国内業務部門において支払保証料や団信保険料が減少したことから前連結会計年度より260百万円（5.39%）減少し、相殺消去後の合計においても260百万円（5.39%）の減少となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	4,191	0	11	4,180
	当連結会計年度	4,149	0	9	4,140
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	2,291	-	0	2,291
	当連結会計年度	2,353	-	2	2,350
うち為替業務	前連結会計年度	319	0	0	319
	当連結会計年度	376	0	0	377
うち証券関連業務	前連結会計年度	572	-	-	572
	当連結会計年度	689	-	-	689
うち代理業務	前連結会計年度	540	-	-	540
	当連結会計年度	410	-	-	410
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	23	-	-	23
	当連結会計年度	21	-	-	21
うち保証業務	前連結会計年度	9	-	-	9
	当連結会計年度	9	-	-	9
うち個別信用購入あっせん業務	前連結会計年度	198	-	-	198
	当連結会計年度	-	-	-	-
役務取引等費用	前連結会計年度	4,826	1	0	4,827
	当連結会計年度	4,565	1	0	4,567
うち為替業務	前連結会計年度	1	0	0	1
	当連結会計年度	51	0	0	51

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めてあります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の取引の調整であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	2,011,637	1,456	642	2,012,451
	当連結会計年度	2,138,188	1,151	199	2,139,140
うち流動性預金	前連結会計年度	661,194	-	542	660,652
	当連結会計年度	752,750	-	119	752,631
うち定期性預金	前連結会計年度	1,349,494	-	100	1,349,394
	当連結会計年度	1,384,501	-	80	1,384,421
うちその他	前連結会計年度	948	1,456	-	2,405
	当連結会計年度	936	1,151	-	2,088
譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
総合計	前連結会計年度	2,011,637	1,456	642	2,012,451
	当連結会計年度	2,138,188	1,151	199	2,139,140

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 賯蓄預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

4. 相殺消去額は、連結会社間の取引の調整であります。

国内店貸出金残高の状況

業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,709,983	100.00	1,785,739	100.00
製造業	52,213	3.05	51,251	2.87
農業、林業	1,061	0.06	786	0.04
漁業	66	0.00	56	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	1,418	0.08	1,190	0.07
建設業	68,973	4.03	66,777	3.74
電気・ガス・熱供給・水道業	24,972	1.46	26,337	1.47
情報通信業	1,584	0.09	1,426	0.08
運輸業、郵便業	22,008	1.29	21,202	1.19
卸売業、小売業	62,396	3.65	60,881	3.41
金融業、保険業	156,330	9.14	144,769	8.11
不動産業、物品貯蔵業	395,097	23.11	394,263	22.08
学術研究、専門・技術サービス業	9,082	0.53	9,270	0.52
宿泊業	1,393	0.08	1,319	0.07
飲食業	8,025	0.47	7,320	0.41
生活関連サービス業、娯楽業	10,715	0.63	11,002	0.62
教育、学習支援業	3,056	0.18	2,685	0.15
医療・福祉	42,189	2.47	43,614	2.44
その他のサービス	21,657	1.27	32,103	1.80
地方公共団体	111,008	6.49	138,863	7.78
その他	716,731	41.92	770,613	43.15
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,709,983		1,785,739	

外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

国内・国際業務部門別有価証券の状況

有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	143,363	-	-	143,363
	当連結会計年度	185,610	-	-	185,610
地方債	前連結会計年度	91,418	-	-	91,418
	当連結会計年度	83,594	-	-	83,594
社債	前連結会計年度	76,539	-	-	76,539
	当連結会計年度	70,445	-	-	70,445
株式	前連結会計年度	15,010	-	766	14,244
	当連結会計年度	14,521	-	713	13,808
その他の証券	前連結会計年度	59,310	43,118	677	101,751
	当連結会計年度	61,758	36,055	-	97,814
合計	前連結会計年度	385,642	43,118	1,443	427,317
	当連結会計年度	415,929	36,055	713	451,271

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

3. 相殺消去額は、連結会社間の取引の調整であります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出してあります。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーションル・リスク相当額の算出においては、標準的計測手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、%）

	2025年3月31日
1. 連結自己資本比率（2/3）	7.42
2. 連結における自己資本の額	901
3. リスク・アセットの額	12,147
4. 連結総所要自己資本額	485

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、%）

	2025年3月31日
1. 自己資本比率（2/3）	7.40
2. 単体における自己資本の額	899
3. リスク・アセットの額	12,145
4. 単体総所要自己資本額	485

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

(単位未満 四捨五入)

債権の区分	2024年3月31日	2025年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	44	41
危険債権	192	180
要管理債権	-	-
正常債権	16,925	17,698

生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

当行グループの当連結会計年度における財政状態及び経営成績につきましては、以下のとおり分析しております。なお、当行グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しておりますが、将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来の様々な要因により、異なる結果になる可能性があります。

当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度における損益状況は以下のとおりであります。

	前連結会計年度(A)	当連結会計年度(B)	増減(B) - (A)
区分	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
連結業務粗利益	19,835	22,313	2,477
資金利益	21,841	23,872	2,031
役務取引等利益	646	427	219
その他業務利益	1,359	1,132	227
営業経費	11,239	16,830	5,590
不良債権処理額	1,662	150	1,512
一般貸倒引当金繰入額	1,106	-	1,106
個別貸倒引当金繰入額	481	-	481
貸出金償却	-	-	-
債権売却損等	74	150	76
貸倒引当金戻入益	-	1,073	1,073
株式等関係損益	981	897	84
株式等売却益	1,139	1,012	127
株式等売却損	106	83	23
株式等償却	51	32	19
その他	405	540	135
経常利益	8,319	7,843	476
特別損益	218	41	177
税金等調整前当期純利益	8,101	7,802	298
当期純利益	5,531	5,953	421
親会社株主に帰属する当期純利益	5,531	5,953	421

連結業務粗利益

資金利益が貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加により2,031百万円の増益、その他業務利益が国債等債券売却損が減少したこと等により227百万円改善、役務取引等利益が証券関連業務及び預金・貸出業務、為替業務の増加等により219百万円改善されたことから、連結業務粗利益は2,477百万円増益の22,313百万円となっております。

不良債権処理額

当連結会計年度は不良債権の回収が進み、新たな与信コストの発生も限定的であったことから貸倒引当金が戻入に転じたため、不良債権処理額は1,512百万円減少し150百万円となっております。

株式等関係損益

株式等売却益の減少等により、株式等関係損益は84百万円減益の897百万円となっております。

財政状態の分析

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当連結会計年度末 (2025年3月31日)	増減
区分	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資産の部			
うち有価証券	2,453,553	2,599,887	146,333
うち貸出金	427,317	451,271	23,954
うち預金	1,709,983	1,785,739	75,755
負債の部			
うち預金	2,362,756	2,506,549	143,792
うち貸出金	2,012,451	2,139,140	126,689
純資産の部	90,797	93,337	2,540

有価証券

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当連結会計年度末 (2025年3月31日)	増減
区分	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
有価証券	427,317	451,271	23,954
国債	143,363	185,610	42,246
地方債	91,418	83,594	7,823
社債	76,539	70,445	6,094
株式	14,244	13,808	436
その他	101,751	97,814	3,937

有価証券につきましては、国債残高が増加した結果23,954百万円増加し、451,271百万円となりました。

貸出金

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当連結会計年度末 (2025年3月31日)	増減
区分	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
貸出金	1,709,983	1,785,739	75,755
うち住宅ローン	649,338	707,153	57,814

貸出金につきましては、住宅ローンを中心に当連結会計年度中75,755百万円増加し1,785,739百万円となりました。

預金

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当連結会計年度末 (2025年3月31日)	増減
区分	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金	2,012,451	2,139,140	126,689
流動性預金	660,652	752,631	91,979
定期性預金	1,349,394	1,384,421	35,026
その他	2,405	2,088	316

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 賯蓄預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

預金につきましては、主力商品である「年金定期預金」「退職金定期預金」に加え、2025年1月～2月に実施した「新規口座開設キャンペーン」が大変ご好評いただき、当連結会計年度中126,689百万円増加し2,139,140百万円となりました。

経営上の目標の達成状況

「2兆円銀行を目指す！」をスローガンとする中期経営計画（2022年4月～2025年3月）については、目標を大きく上回り達成いたしました。特に主要な達成目標である「当期純利益」、「預金残高」、「貸出金残高」については、以下のとおり評価しております。（目標及び実績の数値は、銀行業単体のものであります。）

預金は、主力商品である「年金定期預金」「退職金定期預金」に加え、2025年1月～2月に実施した「新規口座開設キャンペーン」が大変ご好評いただいた結果、当期実績は2兆1,393億円となり、「最終年度（2024年度）目標 2兆円以上」を達成いたしました。

貸出金は、当地の事業環境を踏まえ、コロナ融資利用先を中心とした伴走型金融支援に加え、経営改善計画の策定等具体的な再生支援、各種補助金等申請サポートを通じた設備投資の後押しを継続しているほか、好調な預金を原資に個人のお客さまからの住宅取得ニーズに積極的にお応えした結果、当期実績は1兆7,853億円となり、「最終年度（2024年度）目標 1兆6,000億円以上」を達成いたしました。

当期純利益は、地元向けの積極的な貸出推進やインカム重視の有価証券運用を行った結果、5期連続過去最高益を更新する60億39百万円となり、「最終年度（2024年度）目標 60億円以上」を達成いたしました。

こうした実績を基に、当行は、2025年4月から2028年3月まで（3ヶ年）を計画期間とする新中期経営計画を策定しました。本計画では、「地域のシンクタンクになる！」をコンセプトに掲げ、地元事業者や個人のお客さまの多様な課題やニーズに積極的に取り組み、解決に向けたコンサルティング機能の強化を図ることで、これまで以上に地域のお役に立つ銀行を目指してまいります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当行グループの主たる経営基盤は山口県であり、山口県内の景気動向次第によっては、不良債権処理費用や貸出金利息収入等が変動し、経営成績に重要な影響を与えます。

また、有価証券保有残高は当連結会計年度末において4,512億円と資産の17.35%を占めており、株価、市場金利の変動による評価損益の増減が、すべて損益に影響を与えるものではありませんが、経営に与える影響は大きいものであります。

当行グループは銀行業を中心とした金融グループでありますので、市場金利変動等による金利リスクをはじめとして、様々なリスクを抱えております。市場金利の動向如何によっては、資金運用収益及び資金調達費用に多大な影響を与えるだけでなく、資産価値も大きく変動することにより経営成績に多大な影響を与えるものとなっています。

資本の財源及び資金の流動性

当行グループは銀行業が主要な事業であります。資金については、お客さまからの預金の預入れによって調達を行い、貸出金及び有価証券を主体に運用を行っております。

当連結会計年度は、「年金定期預金」「退職金定期預金」に加え、今年1月から2月に実施した「新規口座開設キャンペーン」が大変ご好評いただき、預金が前連結会計年度末より1,266億円増加し、貸出金が前連結会計年度末より757億円増加、有価証券が239億円増加しております。その結果、当連結会計年度末残高における預貸率は83.47%（前連結会計年度は84.97%）、預証率は21.09%（前連結会計年度は21.23%）となっております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当行グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

当行グループの連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における資産、負債の報告金額及び収益、費用の報告金額に影響を与える見積り、判断及び仮定を使用することが必要となります。当行グループの経営陣は、連結財務諸表作成の基礎となる見積り、判断及び仮定を過去の経験や状況に応じ合理的と判断される入手可能な情報により継続的に検証し、意思決定を行っております。

貸倒引当金に係る見積り及び仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（重要な会計上の見積り）」に記載されているとおりであります。

当行グループは、特に以下の会計上の見積りが、連結財務諸表の作成において使用される見積りと判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

・貸倒引当金

当行グループは、適切な償却・引当を実施するための準備作業として、自己査定を実施しております。自己査定とは、金融機関が信用リスクを管理するための手段であり、当行グループが保有する全資産の実態を、自己責任原則の下自ら査定し、回収の危険性又は毀損の危険性の度合いに従って分類区分するプロセスであります。

当行グループは、この自己査定の結果に基づき、期末現在の債権を、正常先債権、要注意先債権、破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権の5つに区分し、それぞれの区分に応じて、貸倒等の実態を踏まえ債権の将来の予想損失額等を適時かつ適切に見積ることにより、信用リスクの程度に応じた貸倒引当金を計上しております。

貸倒引当金に係る見積り及び仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（重要な会計上の見積り）」に記載されているとおりであります。

5【重要な契約等】

重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては、主に本社移転及び新勘定系システムへの移行等にかかる設備投資を行い、銀行業務において、3,563百万円（営業用不動産建物等の有形固定資産に対し2,604百万円、ソフトウェア等に対し958百万円）投資しております。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2025年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの名称	設備の 内容	土地		建物	その他	リース資産	合計	従業員数 (人)
						面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
当行	-	本店その他 7店	山口県 周南地区	銀行業務	店舗	14,379.39 (3,038.93)	2,505	405	81	30	3,022	261
	-	下関支店そ の他4店	山口県 下関地区	銀行業務	店舗	4,623.30 (1,205.27)	672	489	35	-	1,198	65
	-	宇部支店そ の他4店	山口県 宇部・山 陽小野田 地区	銀行業務	店舗	10,219.68 (2,666.64)	796	953	33	-	1,782	60
	-	山口支店そ の他4店	山口県 山口・防 府地区	銀行業務	店舗	5,855.63 (385.28)	686	558	42	-	1,287	57
	-	萩支店そ の他1店	山口県 萩・長門 地区	銀行業務	店舗	2,645.62 (-)	229	208	14	-	452	20
	-	岩国支店そ の他4店	山口県 岩国・柳 井地区	銀行業務	店舗	4,882.19 (2,872.82)	203	353	27	-	584	43
	-	小倉支店そ の他1店	福岡県	銀行業務	店舗	396.72 (-)	278	24	2	-	306	16
	-	広島支店	広島県	銀行業務	店舗	640.79 (-)	634	111	2	-	747	6
	-	ACT-COREそ の他9力所	山口県 周南市他	銀行業務	オペ レー シヨン セン ター他	8,656.18 (-)	1,003	459	2,592	-	4,055	84
連結子会社	きらら債 権回収株	本社	山口県 周南市	その他の 業務	事務所	- (-)	-	-	0	-	0	5

- (注) 1. 当行の主要な設備の大宗は、店舗であるため、銀行業に一括計上しております。
 2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め96百万円であります。
 3. 「その他」は、事務機械335百万円、建設仮勘定2,444百万円、その他51百万円であります。
 4. 当行の店舗外現金自動設備20力所は、上記に含めて記載しております。
 5. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員75人を含んでおりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当行及び子会社の設備投資については、主に銀行業において投資を行っております。銀行業の当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は以下のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了年月
						総額	既支払額			
当行	本店	山口県 周南市	新設	銀行業務	本社	未定 (注)	2,444	自己資金	2024年12月	2026年8月

(注) 投資予定額の総額について具体的な投資金額は未定です。

(2) 売却

会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却の予定期間
当行	長府支店	山口県 下関市	銀行業務	土地建物	40	2025年5月

(3) 除却

該当ありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	297,000,000
第二種優先株式	5,000,000
第三種優先株式	10,000,000
第四種優先株式	10,000,000
第五種優先株式	10,000,000
第六種優先株式	10,000,000
第七種優先株式	10,000,000
計	352,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年6月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	115,967,044	115,967,044	非上場	単元株式数 1,000株
第四種優先株式	10,000,000	10,000,000	非上場	(注)
計	125,967,044	125,967,044	-	-

(注) 第四種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 単元株式数

単元株式数 1,000株

2. 第四種優先配当金

(1) 第四種優先配当金の額

当行は、金銭による剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第四種優先株式を有する株主（以下「第四種優先株主」という。）又は第四種優先株式の登録株式質権者（以下「第四種優先登録株式質権者」といい、第四種優先株主と合わせて「第四種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と合わせて「普通株主等」という。）に先立ち、第四種優先株式1株当たり、第四種優先株式の払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に対し、年率1.50%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（2022年3月31日に終了する事業年度にあっては2021年7月30日。いずれにおいても同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切捨てる。）により算出される額の金銭を支払う（以下、事業年度の末日を基準日とした一事業年度一回の配当額を「第四種優先配当金」という。）。ただし、既に当該事業年度に属する日を基準日として第四種優先株主等に剰余金の配当を行ったときは、かかる剰余金の配当の累積額を控除する。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第四種優先株主等に対して支払う剰余金の配当の合計額が第四種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第四種優先株主等に対しては、第四種優先配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

3. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第四種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第四種優先株式 1 株につき、第四種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第四種優先株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

(1) 第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。

(2) 当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第四種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2026年 7 月31日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、第四種優先株主等に対して、取得日から 2 週間以上の事前通知又は公告を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、第四種優先株式を取得すると引換えに、下記(2)に定める財産を第四種優先株主に対して交付するものとする。なお、当行が第四種優先株式の一部を取得する場合は、取得する第四種優先株式は按分比例の方法により決定し、按分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株式 1 株につき、第四種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

6. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、2031年 7 月31日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日において当行に取得されていない第四種優先株式の全てを一斉取得する。この場合、当行は、第四種優先株式を取得すると引換えに、各第四種優先株主に対し、その有する第四種優先株式数に第四種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

イ. 一斉取得日に先立つ45連続取引日（同日を含む）の期間において、当行の普通株式が上場等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場への上場又は登録をいう。以下同じ。）をしている場合

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の当行の普通株式が上場等をしている取引所等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場をいう。）における当行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記(3)に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

ロ. 上記イ. 以外の場合

一斉取得日における連結BPS（以下に定義する。以下同じ。）とする。「連結BPS」とは、1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針35項に従い、直近の継続開示書類（直近の当行の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書（連結BPSに関するこれらの訂正報告書を含む。））に記載の連結財務諸表における貸借対照表の純資産の部の合計額から、優先株式に係る払込金額及び配当、新株予約権、非支配株主持分等を控除したものを、普通株式に係る純資産額として計算した 1 株当たり純資産額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切捨てる。）とする。ただし、当該直近の継続開示書類が開示された後において、下記(4)に定める下限取得価額の調整事由が生じた場合には、下記(4)に定める調整後下限取得価額の計算における「下限取得価額」をいずれも「一斉取得価額」と読み替えて、一斉取得価額を調整するものとする。かかる調整の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(3) 下限取得価額

下限取得価額は、第四種優先株式の発行日における連結BPS に0.5を乗じた金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切捨てる。）とする（ただし、下記(4)による調整を受ける。）

(4) 下限取得価額の調整

イ. 第四種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価

額」という。)。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

調整後 下限取得価額	調整前 下限取得価額	既発行 普通株式数	交付普通 株式数	×	1株当たり 払込金額
			+	1株当たり時価	
		既発行普通株式数	+	交付普通株式数	

- () 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価(下記ハ.()に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。)その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、又は、当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、「取得条項付株式等」という。)が取得又は行使され、これに對して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- () 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割により増加する普通株式の数(ただし、基準日における当行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

- () 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記ニ.に定義する。以下、本()、下記()及び()並びに下記ハ.()において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、価額決定日の翌日以降、これを適用する。

- () 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.又は下記ロ.と類似する希薄化防止のための修正を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に残存する当該取得請求権付株式の全部が修正価額で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、修正日の翌日以降、これを適用する。

- () 取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得条項付株式等の取得日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、併合により減少する普通株式の数（効力発生日における当行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示した数値を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

ロ．上記イ．()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

ハ．() 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（同日を含む）の期間において、当行の普通株式が上場等をしている場合は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の終値の平均値（平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とし、かかる期間において当行の普通株式が上場等をしていない場合は、連結BPSとする。

() 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

() 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．()ないし()に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。）、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する普通株式数を控除した数に当該下限取得価額の調整の前に上記イ．及びロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

() 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ．()の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ．()及び()の場合には0円、上記イ．()及び()の場合には価額とする。

ニ．上記イ．()ないし()及び上記ハ．()において「価額」とは、取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ．上記イ．()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ．上記イ．()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．()ないし()の規定に関わらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．下限取得価額調整式により算出された上記イ．柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合は、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

(5) 合理的な措置

上記(3)及び(4)に定める下限取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、下限取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

7. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第四種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第四種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

8. 優先順位

第四種優先株式と当行の発行する他の種類の優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

9. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10. その他

上記各項は、必要な定款変更及び各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

11. 議決権を有しないこととしている理由

剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等を勘案し、株主総会において議決権を有しないこととしている。

12. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定めを有している。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2021年7月30日 (注)1	10,000	136,467	5,000	28,497	5,000	20,071
2021年8月6日 (注)2	5,000	131,467	-	28,497	-	20,071
2022年4月12日 (注)3	5,500	125,967	-	28,497	-	20,071

(注) 1 . 2021年7月30日を払込期日とする第三者割当による増資(第四種優先株式)により、発行済株式総数が10,000千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ5,000百万円増加しております。

2 . 2021年8月6日に自己株式5,000千株(第二種優先株式)を消却したことにより、発行済株式総数は5,000千株減少しております。

3 . 2022年4月12日に自己株式5,500千株(第三種優先株式)を消却したことにより、発行済株式総数は5,500千株減少しております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	15	1	1,131	-	-	5,111	6,258	-
所有株式数（単元）	-	5,766	420	49,510	-	-	59,860	115,556	411,044
所有株式数の割合（%）	-	4.99	0.36	42.85	-	-	51.80	100.00	-

（注）自己株式348,981株は「個人その他」に348単元、「単元未満株式の状況」に981株含まれております。

第四種優先株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	-	102	-	-	25	128	-
所有株式数（単元）	-	1,000	-	8,090	-	-	910	10,000	-
所有株式数の割合（%）	-	10.00	-	80.90	-	-	9.10	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社合人社グループ	広島市中区袋町4番31号	2,900	2.30
日本国土開発株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	1,900	1.51
西京銀行行員持株会	山口県周南市平和通1丁目10番の2	1,775	1.41
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷1丁目6番1号	1,661	1.32
中国総合信用株式会社	広島市東区光町2丁目8番37号	1,643	1.30
富士通株式会社	川崎市中原区上小田中4丁目1-1	1,636	1.30
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	1,618	1.28
岡田 幹矢	山口県周南市	1,500	1.19
株式会社長府製作所	山口県下関市長府扇町2-1	1,367	1.08
株式会社バルコム	広島市安佐南区中筋3丁目8番10号	1,264	1.00
計	-	17,265	13.74

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社合人社グループ	広島市中区袋町4番31号	2,900	2.51
日本国土開発株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	1,900	1.64
西京銀行行員持株会	山口県周南市平和通1丁目10番の2	1,775	1.54
富士通株式会社	川崎市中原区上小田中4丁目1-1	1,636	1.42
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	1,618	1.40
岡田 幹矢	山口県周南市	1,500	1.30
公益財団法人西京教育文化振興財団	山口県周南市平和通一丁目10番の2	1,251	1.08
株式会社バルコム	広島市安佐南区中筋3丁目8番10号	1,214	1.05
株式会社エスファイナンス	山口県周南市銀南街4番地	1,161	1.00
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町1丁目3-8	962	0.83
計	-	15,917	13.81

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第四種優先株式 10,000,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 348,000	-	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 115,208,000	115,208	同上
単元未満株式	普通株式 411,044	-	-
発行済株式総数	125,967,044	-	-
総株主の議決権	-	115,208	-

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社西京銀行	山口県周南市平和通一丁目10番の2	348,000	-	348,000	0.27
計	-	348,000	-	348,000	0.27

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	9,384	6,285,576
当期間における取得自己株式	1,540	1,082,130

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 ()	-	-	-	-
保有自己株式数	348,981	-	350,521	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡請求による売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当行は、公共性の高い金融機関である特性を考慮し、長期にわたり安定的な経営基盤を確保するとともに、配当につきましても安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当行は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めておりますが、年1回の配当とさせていただいております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2025年6月24日 定時株主総会決議 (予定)	普通株式	809	7.00
	第四種優先株式	150	15.00

銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定に関わらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

内部留保資金につきましては、お客さまから選ばれる銀行であり続けるために、今後予想される金融環境の変化、経営基盤の拡大と経営の効率化及び財務体質の強化等に対応すべく有効投資してまいりたいと考えております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

当行は、「地域の皆さまのお役に立つ」という役割・使命を十分に認識し、「お客様の期待に確実に応える銀行」を目指しております。そのために、あらゆる経営課題に「圧倒的なスピード感」をもって対応できるよう、各種機関・役職員が密接な連携を図り、正確・迅速な情報伝達と適切な判断ができる「オープンな経営」による企業統治が行われる体制を整備することを基本的な考え方としております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

a. 会社の機関の内容

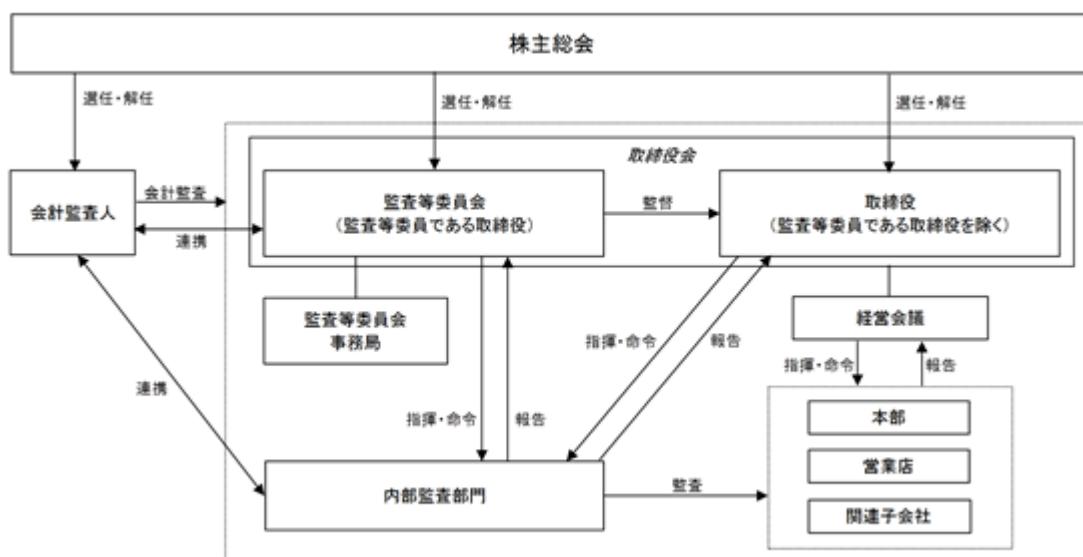
当行の取締役会は、提出日（2025年6月20日）現在、取締役（監査等委員である取締役を除く）9名及び監査等委員である取締役4名（うち社外3名）の全員をもって組織し、当行業務の方針、その他重要な事項の評議決定及び取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、毎月1回定例会を開催するほか、必要がある場合は随時臨時会を開催しております。

なお当行は、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「監査等委員でない取締役8名選任の件」、「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名及び監査等委員である取締役4名（うち社外3名）となります。

当行は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は、監査等委員である取締役全員をもって組織し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議又は決議を行っております。監査等委員会は、原則、毎月定例会を開催するほか、必要がある場合は随時開催しております。

経営会議は、頭取を始めとする本部常勤の取締役をもって構成し、取締役会の委任により、経営上の重要事項を協議、意思決定する機関であります。また、その結果については遅滞なく取締役会に報告しております。経営会議は、原則、毎週月曜日に定例会を開催するほか、必要がある場合は随時開催しております。

（コーポレート・ガバナンス体制）



b . 内部統制システムの整備の状況

当行は、取締役会において、以下の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の構築を決議し、取締役や職員等がそれぞれの業務について、適正な対応が確保できる体制整備に努めています。

. 当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、コンプライアンスを経営上の重要課題として認識し、法令、定款及び行内諸ルール等を遵守した行動をとるために定めている取締役行動指針に基づいて職務執行する。

取締役は、取締役会において、実質的な議論を行い、適切な意思決定と業務執行監視の機能を果たす他、取締役（監査等委員である取締役を除く）は取締役就任時に業務執行同意書を監査等委員会に提出する。

取締役は、役職員による重大な法令違反等を発見した場合には、直ちに取締役会及び監査等委員会に報告する。

取締役会は、コンプライアンス方針、実施計画のコンプライアンス・プログラム等を、また、経営会議において、手順を示すコンプライアンス・マニュアルを決定し、その周知徹底を図る。

取締役会は、反社会的勢力に対して毅然とした対応を行い、反社会的勢力との関係の遮断及び解消のための取組を徹底する。

取締役会は、コンプライアンス管理部門を設置するとともに、各部店に責任者や担当者を設置してコンプライアンス体制を一元管理する。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立と総合的な検討、計画、評価を行う。コンプライアンス管理部門は、取締役、部店長及び担当者等へのコンプライアンス研修を実施するなどの取組みを徹底する。

取締役会は、全職員を対象として、法令違反等の情報を通報する内部通報制度を整備し、運用状況について報告を受ける。

取締役会は、コンプライアンスを含む内部管理体制等の内部監査に係る方針を定め、業務執行に係る部門から独立した内部監査部門を設置するなど、内部監査体制を整備・運用し、内部監査部門は、各部門の業務運営状況の監査結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書については、文書保存・処分に関する規程を定めて適切に保存及び管理を行う。

取締役の職務執行に係る情報・文書は、取締役が求めたときには、容易に閲覧又は謄写に供することができる方法及び場所で保管する。

. 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、経営の健全性及び適切性を確保し、将来に亘り安定的利益を確保し発展していくために、リスクを統合的に捉え、適切にコントロールあるいは軽減することを目的に統合的リスク管理方針、経営会議において統合的リスク管理規程を定め、発生が見込まれるリスクを適正に把握して経営計画及び各業務部門の施策に反映させる体制運営を行う。

取締役会は、リスクの種類ごとの管理部門、統合的リスク管理部門及び本部横断組織として資産・負債の総合管理、統合的なリスクのモニタリング・評価を行い、状況に応じたリスク・コントロールの方策、統合的リスク管理体制の整備、運用戦略等に関する検討を行うALM委員会を設置するなど、各種リスクを統合管理するための体制を整備する。

各リスク管理部門及び統合的リスク管理部門は、適切に連携して、全行的なリスク管理に取り組む。

統合的リスク管理部門は、統合リスク量を計測し、検証・分析のうえALM委員会に報告する。ALM委員会はリスクの統合結果、リスクアセスメント総括報告等を評価し、統合的リスク管理方針の見直しを審議し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は、ALM委員会等の報告を受け、必要に応じ、統合的リスク管理方針の見直しを行う。

取締役会は、危機管理規程や業務継続計画（BCP）を策定し、危機発生時の対応を適かつ迅速に行えるための体制を整備・運用する。

取締役会は、リスク管理を含む内部管理体制等の内部監査に関する方針を定め、業務執行に係る部門から独立した内部監査部門を設置するとともに、監査結果について適時適切に報告を受けるなど、内部監査体制を整備・運用する。

. 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を月1回定時開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会の委任により経営上の重要事項並びに業務上の総括的統合監理及び重要事項の協議及び決定を行う機関として経営会議を設置する。

取締役会は、経営会議から報告を受けるとともに、取締役会付議を要する事項について審議及び決議する。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行が効率的に行われるよう、取締役会において担当職務及び委嘱を定める。

取締役会は、経営方針に基づく施策を効率的に実施するため、経営計画を策定し、その実施を指示するとともに、進捗状況の定期的な報告を受け、必要に応じて経営計画を見直す。

. 当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当行の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これらに相当する者（以下、「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

取締役会は、「西京銀行グループ会社管理規程」及び「グループ会社のリスク管理方針」を制定し、主要な子会社の業況・財務の状況、リスク管理、コンプライアンス体制等の重要な情報について当行に報告される体制を整備する。

ロ. 当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、「グループ会社のリスク管理方針」を制定し、主要な子会社の管理を行うグループ会社事務局を設置し、主要な子会社の損失の危険を管理する。

ハ. 当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われ、且つ、当行の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社事務局は、主要な子会社を統括管理し、各社の業務執行状況を定期的及び必要に応じて随時モニタリングする他、内部監査部門は、主要な子会社の内部統制の状況を監査し、業務の適正が確保されていることを確認し、取締役会に報告する。

主要な子会社の監査役と監査等委員会は、業務運営状況について適時適切に協議することとし、監査等委員会は、取締役会に対して主要な子会社の管理に関する改善策の策定を求めることができる。

当行は、主要な子会社に「コンプライアンス規程」を制定させ、主要な子会社の役職員に周知徹底する。

主要な子会社の役職員が当行のコンプライアンス統括部門又は外部専門機関に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を整備する。

. **当行の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に係る規程を定め、監査等委員会の要請に応じて、要員を監査等委員会の補助者として配置する。

. **前号の使用人の当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会の職務の補助者は他部門の職務を兼務しない専任者とし、監査等委員会事務局に所属する。当該補助者は監査等委員会以外の者からの指揮命令を受けず、また、補助者の任命及び異動等については監査等委員会の同意を得る。

. **次に掲げる体制その他の当行の監査等委員会への報告に関する体制**

イ. 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに当行の子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらに相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く）は、事業年度毎に自己の業務執行に関して、法令、定款等の遵守状況を当行の監査等委員会へ報告する。また、当行及び主要な子会社の役職員は、当行の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

当行の主要な子会社で緊急事態が発生した場合、当該子会社は当行の企画部門及び当行の統合的リスク管理部門に報告し、当行の企画部門は当行の関連各部及び取締役、選定監査等委員に報告する体制とする。

当行の内部通報制度の担当部署は、当行及び主要な子会社の役職員からの内部通報の内容を当行の監査等委員会に報告する。

内部監査部門は、当行及び主要な子会社の業務運営状況に関する監査の結果及び指摘改善・是正状況を総括し、定期的に当行の監査等委員会に報告する。

ロ. イの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行は、当行の監査等委員会に対して報告を行った当行及び主要な子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不当な取扱いを行わない。

当行及び当行の主要な子会社は、内部通報者のプライバシーを保護し、通報者に対する人事面や待遇面を含む不利益な取扱いは行わない。

. 当行の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査等委員会がその職務の執行について、会社法第399条の2に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員会の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

監査等委員会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を当行の監査等委員会のための顧問とすることを求める場合、当行は、監査等委員会の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、その費用を負担する。

. その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査等委員会、監査法人及び内部監査部門との間で業務運営状況に関して定期的に又は必要に応じ協議を行う。また、監査等委員会との間で、当行が対処すべき課題、監査上の重要課題等について定期的に又は監査等委員会の求めに応じ、意見交換を行う。

内部監査部門が行う監査については取締役会の指揮の下で行うが、監査等委員会は必要に応じて内部監査部門の指揮を執ることができる。取締役会と監査等委員会の指揮が両立し難い場合には監査等委員会の指揮を優先させる。

内部監査部門は、監査等委員会との間で監査上の課題等について、定期的に又は監査等委員会の求めに応じ、報告を行う。

リスク管理体制の整備の状況

当行では経営の自己責任原則に基づく健全経営の観点からリスク管理の重要性を強く認識し、リスク管理体制の強化を図っております。「リスク管理方針」を取締役会決議により決定し、各リスクカテゴリーにおける管理態勢の整備・確立に向けた具体的な行動計画としての「リスク管理プログラム」を半期毎に見直しを行うほか、戦略目標に重要な変更がある都度見直して周知徹底を図るとともに、「統合的リスク管理規程」を定めて、当行のリスク管理体制を明確にすることで、業務執行に伴い発生し得るリスクを適確に把握し、経営計画及び各部施策に反映させる体制としております。

また、リスク管理のための組織としては、個別リスク毎にリスク管理部署を特定し、各リスクを統括するために統合的リスク管理部署を設置しております。各リスク管理部署はリスクの種類毎に「リスク管理規程」等を制定し、管理手法、報告体制を明確にしております。

(統合リスク量管理)

当行ではリスクの量的管理を行う上で、信用リスク・市場リスク・オペレーションリスクの各リスク量に対して、リスク資本配賦を行う「統合リスク量管理」を行っております。

また、経営の健全性の確保、資本の効率活用による収益性の向上を目的として、各リスク量を統合したうえで当行経営体力である自己資本の充分性を取締役会等において評価しております。

(危機管理体制)

大規模災害、システム障害、新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の流行、金融危機等の非常事態が発生した場合には、経営トップを委員長とする「危機管理委員会」を対策本部として、迅速かつ適確な対応決定を行う体制を整備しております。

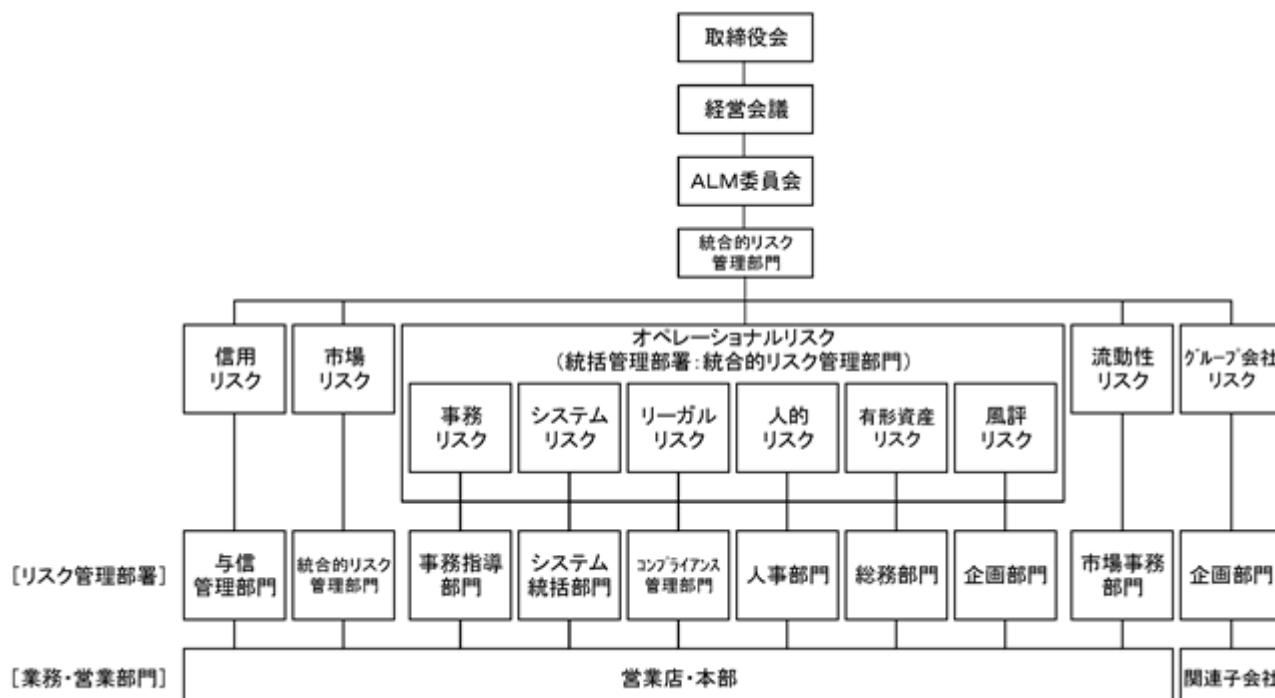
また、想定される非常事態の状況別に対応策の詳細を定めたコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画、危機管理計画）を制定しております。

(コンプライアンス体制)

当行では営業店及び本部の各部署が法令を厳格に遵守して業務を行うことで、お客さまの信頼とともに地域社会の期待に十分にお応えすることを全役職員に徹底しております。これまでに、コンプライアンス担当部署やコンプライアンス委員会の設置、弁護士との顧問契約など、コンプライアンス体制の確立と推進を図っております。また、全国銀行協会制定の「行動憲章」の実践に努めるとともに、当行の「行動規範」「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、年度毎に策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づいてコンプライアンスの推進に努めております。

また、四半期毎開催されるコンプライアンス委員会の内容については、監査等委員会及び取締役会に報告されております。

(リスク管理体制)



子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

.当行の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これらに相当する者（以下、「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

取締役会は、「西京銀行グループ会社管理規程」及び「グループ会社のリスク管理方針」を制定し、主要な子会社の業況・財務の状況、リスク管理、コンプライアンス体制等の重要な情報について当行に報告される体制を整備する。

.当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、「グループ会社のリスク管理方針」を制定し、主要な子会社の管理を行うグループ会社事務局を設置し、主要な子会社の損失の危険を管理する。

.当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われ、且つ、当行の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社事務局は、主要な子会社を統括管理し、各社の業務執行状況を定期的及び必要に応じて隨時モニタリングする他、内部監査部門は、主要な子会社の内部統制の状況を監査し、業務の適正が確保されていることを確認し、取締役会に報告する。

主要な子会社の監査役と当行の監査等委員である取締役は、業務運営状況について適時適切に協議することとし、監査等委員である取締役は、取締役会に対して主要な子会社の管理に関する改善策の策定を求めることができる。

当行は、主要な子会社に「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンス・プログラム」を制定させ、主要な子会社の役職員に周知徹底する。

主要な子会社の役職員が当行のコンプライアンス統括部門又は外部専門機関に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を整備する。

責任限定契約の内容の概要

当行は、社外役員全員と会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

役員報酬の内容

.役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当行は取締役会において役員報酬規程（2007年7月27日制定、2020年6月26日最終改定）を定め、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、当該役員報酬規程に基づき支払われるものであること及び支給総額が株主総会で決議された報酬限度額の範囲内になることを確認し、当該方針に沿うものであると判断しております。

役員の報酬は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役に区分して株主総会で承認された報酬総額の範囲内において決定し、各監査等委員でない取締役への配分は取締役会において決定しております。但し、取締役会が取締役頭取に決定を一任した場合は取締役頭取が決定しております。各監査等委員である取締役への配分は監査等委員である取締役の協議で決定しております。役員の報酬は、役員報酬規程に基づき 従業員給与の最高額、 過去の同順位の役員の支給実績、 銀行の業績見込等を勘案し、役員の順位ごとに定めており、業績連動報酬等や非金銭報酬等は支給せず全部を固定金額報酬として月俸制で支給しております。なお、従業員給与とは当事業年度における基準内給与と賞与を合算した推定年収を12ヶ月で除した金額と定めています。

役員への賞与は原則として支給しておりません。但し、業績が著しく好調であると取締役会が認めた場合には、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役に区分しその総額を株主総会の承認を得て決定し支払うこととしております。なお、役員賞与の分配は監査等委員でない取締役については取締役会で決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

当事業年度の役員への報酬は以下のとおりです。

監査等委員でない社内取締役に対する報酬366,000千円

監査等委員である社内取締役に対する報酬25,200千円

監査等委員である社外取締役に対する報酬12,000千円

なお、株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりであります。

監査等委員でない取締役報酬額 月額35百万円以内

監査等委員である取締役報酬額 月額6百万円以内

. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額				
		(百万円)	基本報酬	役員賞与	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除 く)	9	366	366	-	-	-
取締役 (監査等委 員) (社外取締役を除 く)	1	25	25	-	-	-
社外取締役	3	12	12	-	-	-

取締役会の活動状況

a. 組織、人員

当行の取締役会は、本報告書提出時点において取締役（監査等委員である取締役を除く）9名及び監査等委員である取締役4名（うち社外3名）の全員をもって組織し、当行業務の方針、その他重要な自行の評議決定及び取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は毎月1回定例会を開催するほか、必要がある場合は、隨時臨時会を開催しております。

b. 取締役会の活動状況

当事業年度は定例会を12回、臨時会を4回（うち3回書面決議）開催しており、個々の取締役の出席状況は次のとおりです。

氏名	取締役会出席状況	備考
松岡 健	全16回中16回（うち3回書面開催）	
平岡 英雄	全16回中16回（うち3回書面開催）	
山岡 靖幸	全16回中16回（うち3回書面開催）	
岡田 浩	全16回中16回（うち3回書面開催）	
畠谷 剛	全16回中16回（うち3回書面開催）	
山下 穎治	全16回中16回（うち3回書面開催）	
水永 忠伸	全16回中16回（うち3回書面開催）	
河村 唯志	全16回中16回（うち3回書面開催）	
藤田 勝也	全12回中12回（うち2回書面開催）	(注)
奈村 幸一郎	全16回中16回（うち3回書面開催）	
今田 武男	全16回中16回（うち3回書面開催）	
坂本 正喜	全16回中16回（うち3回書面開催）	
未永 久大	全16回中16回（うち3回書面開催）	

(注)藤田勝也につきましては、2024年6月27日開催の第116期定時株主総会において、新たに取締役に選任されましたので、取締役就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討事項は以下のとおりです。

取締役会は、取締役会付議・報告事項に関する内規に従い、当行の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項のほか、法令及び定款に定められた事項を決議し、また、法令に定められた事項及び重要な業務の実行状況につき報告を受けております。当事業年度は合計16回開催し、年間を通じて次のような付議（61件）、報告（123件）がなされました。

付議事項

株主総会の招集及び提出議案、決算に関する財務諸表等の承認、代表取締役並びに役付取締役の選任、半期の予算及び主要施策、半期の市場業務運営計画、半期のIT業務運営計画、半期のリスク管理計画、中期経営計画の策定、コンプライアンス・プログラムの策定、内部監査計画の策定、規程の改定、重要な人事、営業店の新設・廃止・移転・名称の変更・その他重要な組織の変更、顧客保護の観点から重要な新商品・新規業務の導入、監査等委員でない取締役懲戒の決議、重要な財産の処分及び譲り受けを含むその他経営上必要と認められる事項、西京システムサービスの吸収合併、カスタマーハラスマントに対する基本方針の制定、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定

報告事項

予算及び主要施策進捗状況、大口与信先の状況、市場業務運営計画の進捗状況、IT業務運営計画の進捗状況、リスク管理計画の進捗状況、コンプライアンス・プログラムの進捗状況、内部監査計画の進捗状況、ALM委員会で可決した新商品・新規業務、気候変動リスクに関する対応の進捗状況、次期基幹系システム移行プロジェクトの進捗状況、期初特別賞与の支給、新規口座開設キャンペーンの分析、新本社ビル建設工事費の見積額、新本社ビル建設工事費の確定及び契約締結、次期中期経営計画の策定状況、その他経営上必要と認められる事項

取締役の定数

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款で定めております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

・自己株式の取得

当行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

・中間配当

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨定めております。これは、株主への機動的な利益還元の実施を可能とする目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

種類株式

当行は、自己資本の充実を図り、財務基盤を強化するため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について普通株式と異なる定めをした議決権のない優先株式を発行しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

1 . 2025年 6月20日 (有価証券報告書提出日) 現在の当行の役員の状況は、以下のとおりです。

男性 13名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役頭取 (代表)	松岡 健	1971年12月29日生	1995年 4月 株式会社日本長期信用銀行 (現株SBI 新生銀行) 入行 2000年11月 朝日監査法人 (現有限責任 あずさ監 査法人) 入社 2002年11月 フューチャーフィナンシャルストラテ ジー株式会社入社 2010年 5月 当行入行 執行役員総合企画部長 2011年 6月 取締役総合企画部長委嘱 2015年 4月 常務取締役総合企画部長委嘱 2018年 4月 専務取締役総合企画部長委嘱 2020年 6月 専務取締役 (代表) 総合企画部長委嘱 2021年 4月 専務取締役 (代表) 2022年 4月 取締役頭取 (代表) (現職)	(注)2	普通株式 90
取締役会長	平岡 英雄	1956年 2月14日生	1978年 4月 当行入行 2005年 6月 取締役兼執行役員 2008年 6月 常務取締役経営企画本部長 (代表) 2009年 6月 専務取締役経営企画本部長 (代表) 2010年 6月 取締役頭取 (代表) 2022年 4月 取締役会長 (代表) 2024年 6月 取締役会長 (現職)	(注)2	普通株式 197
専務取締役	山岡 靖幸	1964年 1月27日生	1986年 4月 当行入行 2009年 6月 経営企画本部副本部長 2010年 7月 人事部長兼総務部長 2012年10月 執行役員人事部長兼総務部長 2013年 6月 取締役人事部長兼総務部長委嘱 2013年10月 取締役下関地区統括部長兼下関支店長 委嘱 2018年 4月 取締役人事部長兼総務部長委嘱 2019年 2月 取締役 2019年 5月 取締役人事部長兼総務部長委嘱 2020年 6月 取締役営業統括部長委嘱 2021年 4月 常務取締役営業統括部長委嘱 2023年 6月 専務取締役営業統括部長委嘱 2025年 4月 専務取締役 (現職)	(注)2	普通株式 78
専務取締役	岡田 浩	1964年 1月 8日生	1986年 4月 当行入行 2001年 4月 新下関支店長 2004年 4月 小月支店長 2006年 7月 長門支店長 2010年 4月 営業統括部長 2011年 4月 下関地区統括部長兼下関支店長 2013年10月 周南地区統括部長兼本店営業部長 2014年 4月 執行役員周南地区統括部長兼本店営業 部長 2018年 4月 常務執行役員下関地区統括部長兼下関 支店長 2020年 6月 取締役下関地区統括部長兼下関支店長 委嘱 2022年 4月 常務取締役法人営業部長委嘱 2023年 6月 専務取締役法人営業部長委嘱 2025年 4月 専務取締役 (現職)	(注)2	普通株式 58

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	畠谷 剛	1965年8月14日生	1989年4月 当行入行 2009年10月 営業本部副本部長 2010年4月 市場金融部コーポレート部長兼東京事務所長 2010年10月 コーポレート営業部長兼東京事務所長 2013年4月 執行役員コーポレート営業部長 2015年6月 取締役コーポレート営業部長委嘱 2019年4月 取締役宇部地区統括部長兼宇部支店長委嘱 2021年4月 取締役市場金融部長委嘱 2023年4月 取締役市場金融部長兼市場事務部長委嘱 2023年6月 常務取締役市場金融部長兼市場事務部長委嘱 2025年4月 常務取締役（現職）	(注)2	普通株式 72
取締役	山下 祐治	1966年11月15日生	1989年4月 当行入行 2004年4月 経営戦略室調査役 2005年2月 経営戦略室主任調査役 2008年7月 日の出支店長 2010年4月 福岡支店長 2013年4月 山口地区統括部長兼山口支店長 2015年4月 執行役員山口地区統括部長兼山口支店長 2017年6月 取締役山口地区統括部長兼山口支店長委嘱 2018年4月 取締役営業統括部長委嘱 2020年6月 取締役人事部長兼総務部長委嘱 2021年4月 取締役人財サポート部長委嘱 2022年4月 取締役周南地区統括部長兼本店営業部長委嘱 2025年4月 取締役（現職）	(注)2	普通株式 65
取締役	水永 忠伸	1967年12月17日生	1990年4月 当行入行 2007年11月 玖珂支店長 2010年7月 営業統括部主任調査役 2012年4月 事務推進部副部長 2013年4月 事務推進部長 2017年4月 執行役員事務推進部長 2018年4月 執行役員山口地区統括部長兼山口支店長 2022年4月 執行役員人財サポート部長 2022年6月 取締役人財サポート部長委嘱 2025年4月 取締役人財サポート部部長兼業務推進部長委嘱（現職）	(注)2	普通株式 29
取締役	河村 唯志	1969年1月18日生	1991年4月 当行入行 2009年6月 営業統括部主任調査役 2011年10月 防府支店長 2014年4月 コーポレート営業部副部長兼東京事務所長 2016年4月 広島支店長 2019年10月 個人営業部長 2021年4月 執行役員個人営業部長 2022年4月 執行役員下関地区統括部長兼下関支店長 2023年6月 取締役下関地区統括部長兼下関支店長委嘱 2025年4月 取締役山口地区統括部長兼山口支店長委嘱（現職）	(注)2	普通株式 28

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	藤田 勝也	1965年10月14日生	1989年4月 当行入行 2009年6月 海田支店長 2011年10月 営業統括部主任調査役 2013年4月 営業統括部副部長 2017年10月 審査部経営アドバイザリーグループ副部長 2019年2月 審査部副部長兼ソリューションサポート室長 2019年7月 審査部管理部長兼ソリューションサポート室長 2020年10月 審査部長 2022年4月 執行役員審査部長 2024年6月 取締役審査部長委嘱（現職）	(注)2	普通株式 22
取締役 監査等委員	奈村 幸一郎	1962年1月27日生	1985年4月 当行入行 2009年6月 経営企画本部副本部長 2010年4月 総合企画部企画部長 2011年4月 下松地区統括部長兼下松支店長 2012年10月 執行役員審査部長 2013年6月 取締役審査部長委嘱 2015年4月 取締役人事部長兼総務部長委嘱 2016年4月 取締役人事部長委嘱 2017年10月 取締役人事部長兼総務部長委嘱 2018年4月 取締役周南地区統括部長兼本店営業部長委嘱 2021年4月 常務取締役周南地区統括部長兼本店営業部長委嘱 2022年4月 取締役 2022年6月 取締役（監査等委員）（現職）	(注)3	普通株式 75
取締役 監査等委員	今田 武男	1949年5月16日生	1972年4月 山口県信用保証協会入協 2000年4月 山口県信用保証協会審査課長 2005年4月 山口県信用保証協会総務部長 2008年3月 山口県信用保証協会常務理事 2008年6月 保証協会システムセンター株式会社取締役 2008年6月 保証協会債権回収株式会社監査役 2010年3月 山口県信用保証協会専務理事 2013年6月 全国信用保証協会厚生年金基金理事 2013年6月 全国信用保証協会健康保険組合理事 2015年6月 保証協会システムセンター株式会社監査役 2019年6月 当行監査役 2020年6月 当行取締役（監査等委員）（現職）	(注)3	普通株式 11
取締役 監査等委員	坂本 正喜	1957年2月16日生	1979年4月 大蔵省入省 2009年8月 財務省大臣官房参事官 2010年7月 東海財務局長 2011年7月 預金保険機構総務部長 2013年4月 関東財務局長 2014年9月 弁護士登録（原・植松法律事務所入所） 2015年4月 株整理回収機構 代表取締役専務 2022年6月 当行取締役（監査等委員）（現職）	(注)3	普通株式 1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員	末永 久大	1967年4月2日生	1998年4月 弁護士登録（大阪弁護士会北浜法律事務所入所） 1999年4月 経営法曹会議入会 2000年9月 山口県弁護士会登録換（未永法律事務所入所） 2008年4月 山口県弁護士会 副会長 2009年4月 山口県弁護士会刑事弁護センター委員長 2013年7月 山口県人事委員 2015年4月 日本司法支援センター山口地方事務所副所長 2016年11月 山口商工会議所副会頭 2020年4月 山口県弁護士会副会長 2021年4月 山口県弁護士会会长 2022年6月 当行取締役（監査等委員）（現職） 2023年4月 日本弁護士連合会副会長	(注)3	普通株式 1
計					普通株式 732

- (注) 1. 取締役 今田武男、坂本正喜、末永久大は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員でない取締役の任期は、2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間であります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。
4. 監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 奈村幸一郎、委員 今田武男、委員 坂本正喜、委員 末永久大
5. 所有株式数には、役員持株会等における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。なお、提出日（2025年6月20日）現在における役員持株会等の取得株式数を確認することができないため、2025年5月末現在の実質所有株式数を記載しております。
6. 当行は、執行役員制度を導入しております。制度の目的、執行役員の構成等については、以下のとおりであります。

(1) 執行役員制度導入の目的

「経営の意思決定・監督」と「業務執行」の分離による意思決定権限・責任の明確化と迅速性及び組織の活性化・職員のモラールアップを目的としております。

(2) 執行役員の氏名及び役職

岡田 一夫	(執行役員 営業統括部長)
田村 健児	(執行役員 コンサルティング事業部長)
蕪竹 昌弘	(上席執行役員 不動産ソリューション部長)
佐伯 武祐	(執行役員 ビジネスコンサルティング部長)
山田 浩志	(執行役員 周南地区統括部長兼本店営業部長)
山下 昭	(執行役員 システム部長)

2. 2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員でない取締役8名選任の件」及び「監査等委員である取締役1名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されると、当行の役員の状況及びその任期は、以下のとおりとなる予定です。

なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しています。

男性 12名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役頭取 (代表)	松岡 健	1971年12月29日生	1995年4月 株式会社日本長期信用銀行（現㈱SBI新生銀行）入行 2000年11月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 2002年11月 フューチャーフィナンシャルストラテジー株式会社入社 2010年5月 当行入行 執行役員総合企画部長 2011年6月 取締役総合企画部長委嘱 2015年4月 常務取締役総合企画部長委嘱 2018年4月 専務取締役総合企画部長委嘱 2020年6月 専務取締役（代表） 2021年4月 総合企画部長委嘱 2022年4月 専務取締役（代表） 2022年4月 取締役頭取（代表）（現職）	(注)2	普通株式 90
取締役副頭取	山岡 靖幸	1964年1月27日生	1986年4月 当行入行 2009年6月 経営企画本部副本部長 2010年7月 人事部長兼総務部長 2012年10月 執行役員人事部長兼総務部長 2013年6月 取締役人事部長兼総務部長委嘱 2013年10月 取締役下関地区統括部長兼下関支店長委嘱 2018年4月 取締役人事部長兼総務部長委嘱 2019年2月 取締役 2019年5月 取締役人事部長兼総務部長委嘱 2020年6月 取締役営業統括部長委嘱 2021年4月 常務取締役営業統括部長委嘱 2023年6月 専務取締役営業統括部長委嘱 2025年4月 専務取締役 2025年6月 副頭取（現職）	(注)2	普通株式 78
専務取締役	岡田 浩	1964年1月8日生	1986年4月 当行入行 2001年4月 新下関支店長 2004年4月 小月支店長 2006年7月 長門支店長 2010年4月 営業統括部長 2011年4月 下関地区統括部長兼下関支店長 2013年10月 周南地区統括部長兼本店営業部長 2014年4月 執行役員周南地区統括部長兼本店営業部長 2018年4月 常務執行役員下関地区統括部長兼下関支店長 2020年6月 取締役下関地区統括部長兼下関支店長委嘱 2022年4月 常務取締役法人営業部長委嘱 2023年6月 専務取締役法人営業部長委嘱 2025年4月 専務取締役（現職）	(注)2	普通株式 58

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	水永 忠伸	1967年12月17日生	1990年4月 当行入行 2007年11月 玖珂支店長 2010年7月 営業統括部主任調査役 2012年4月 事務推進部副部長 2013年4月 事務推進部長 2017年4月 執行役員事務推進部長 2018年4月 執行役員山口地区統括部長兼山口支店長 2022年4月 執行役員人財サポート部長 2022年6月 取締役人財サポート部長委嘱 2025年4月 取締役人財サポート部長兼業務推進部長委嘱 2025年6月 常務取締役人財サポート部長兼業務推進部長委嘱（現職）	(注)2	普通株式 29
取締役	河村 唯志	1969年1月18日生	1991年4月 当行入行 2009年6月 営業統括部主任調査役 2011年10月 防府支店長 2014年4月 コーポレート営業部副部長兼東京事務所長 2016年4月 広島支店長 2019年10月 個人営業部長 2021年4月 執行役員個人営業部長 2022年4月 執行役員下関地区統括部長兼下関支店長 2023年6月 取締役下関地区統括部長兼下関支店長委嘱 2025年4月 取締役山口地区統括部長兼山口支店長委嘱（現職）	(注)2	普通株式 28
取締役	藤田 勝也	1965年10月14日生	1989年4月 当行入行 2009年6月 海田支店長 2011年10月 営業統括部主任調査役 2013年4月 営業統括部副部長 2017年10月 審査部経営アドバイザリーグループ副部長 2019年2月 審査部副部長兼ソリューションサポート室長 2019年7月 審査部管理部長兼ソリューションサポート室長 2020年10月 審査部長 2022年4月 執行役員審査部長 2024年6月 取締役審査部長委嘱（現職）	(注)2	普通株式 22
取締役	岡田 一夫	1969年12月26日生	1992年4月 当行入行 2010年4月 銀南街支店長 2012年10月 人事部主任調査役 2013年4月 柳井支店長 2016年10月 岩国地区統括部長兼岩国支店長 2021年4月 宇部地区統括部長兼宇部支店長 2022年4月 執行役員宇部地区統括部長兼宇部支店長 2025年4月 執行役員営業統括部長 2025年6月 取締役営業統括部長（現職）	(注)2	普通株式 0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	田村 健児	1970年2月18日生	1992年4月 当行入行 2006年2月 株式会社B I G R E N T A L 入社 2006年8月 当行入行 2010年1月 営業本部コーポレートグループ主任調査役 2010年4月 総合企画部主任調査役 2012年4月 地域連携部主任調査役 2015年1月 小倉支店長 2017年1月 新下関支店長 2019年4月 コーポレート営業部長 2020年2月 コンサルティング事業部長 2022年4月 執行役員コンサルティング事業部長 2025年6月 取締役コンサルティング事業部長（現職）	(注)2	普通株式 10
取締役 監査等委員	山下 祐治	1966年11月15日生	1989年4月 当行入行 2004年4月 経営戦略室調査役 2005年2月 経営戦略室主任調査役 2008年7月 日の出支店長 2010年4月 福岡支店長 2013年4月 山口地区統括部長兼山口支店長 2015年4月 執行役員山口地区統括部長兼山口支店長 2017年6月 取締役山口地区統括部長兼山口支店長委嘱 2018年4月 取締役営業統括部長委嘱 2020年6月 取締役人事部長兼総務部長委嘱 2021年4月 取締役人財サポート部長委嘱 2022年4月 取締役周南地区統括部長兼本店営業部長委嘱 2025年4月 取締役 2025年6月 取締役（監査等委員）（現職）	(注)4	普通株式 65
取締役 監査等委員	今田 武男	1949年5月16日生	1972年4月 山口県信用保証協会入協 2000年4月 山口県信用保証協会審査課長 2005年4月 山口県信用保証協会総務部長 2008年3月 山口県信用保証協会常務理事 2008年6月 保証協会システムセンター株式会社取締役 2008年6月 保証協会債権回収株式会社監査役 2010年3月 山口県信用保証協会専務理事 2013年6月 全国信用保証協会厚生年金基金理事 2013年6月 全国信用保証協会健康保険組合理事 2015年6月 保証協会システムセンター株式会社監査役 2019年6月 当行監査役 2020年6月 当行取締役（監査等委員）（現職）	(注)3	普通株式 11
取締役 監査等委員	坂本 正喜	1957年2月16日生	1979年4月 大蔵省入省 2009年8月 財務省大臣官房参事官 2010年7月 東海財務局長 2011年7月 預金保険機構総務部長 2013年4月 関東財務局長 2014年9月 弁護士登録（原・植松法律事務所入所） 2015年4月 株整理回収機構 代表取締役専務 2022年6月 当行取締役（監査等委員）（現職）	(注)3	普通株式 1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員	末永 久大	1967年4月2日生	1998年4月 弁護士登録（大阪弁護士会北浜法律事務所入所） 1999年4月 経営法曹会議入会 2000年9月 山口県弁護士会登録換（未永法律事務所入所） 2008年4月 山口県弁護士会 副会長 2009年4月 山口県弁護士会刑事弁護センター委員長 2013年7月 山口県人事委員 2015年4月 日本司法支援センター山口地方事務所副所長 2016年11月 山口商工会議所副会頭 2020年4月 山口県弁護士会副会長 2021年4月 山口県弁護士会会长 2022年6月 当行取締役（監査等委員）（現職） 2023年4月 日本弁護士連合会副会長	(注)3	普通株式 1
計					普通株式 398

- (注) 1. 取締役 今田武男、坂本正喜、末永久大は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員でない取締役の任期は、2025年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から1年間であります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。
4. 前任者の辞任に伴う就任であるため、当行定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。前任者の任期は、2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。
5. 監査等委員会の体制は次のとおりであります。
- 委員長 山下禎治、委員 今田武男、委員 坂本正喜、委員 末永久大
6. 所有株式数には、役員持株会等における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。なお、定時株主総会開催予定日（2025年6月24日）における役員持株会等の取得株式数を確認することができないため、2025年5月末現在の実質所有株式数を記載しております。
7. 当行は、執行役員制度を導入しております。制度の目的、執行役員の構成等については、以下のとおりであります。

(1) 執行役員制度導入の目的

「経営の意思決定・監督」と「業務執行」の分離による意思決定権限・責任の明確化と迅速性及び組織の活性化・職員のモラールアップを目的としております。

(2) 執行役員の氏名及び役職

蕪竹 昌弘	（上席執行役員 不動産ソリューション部長）
佐伯 武祐	（執行役員 ビジネスコンサルティング部長）
山田 浩志	（執行役員 周南地区統括部長兼本店営業部長）
山下 昭	（執行役員 システム部長）

社外役員の状況

監査等委員である社外取締役の選任については、「監査等委員である社外取締役選任規程」の定める基準に則り、当行との人間関係、資本関係または取引関係その他の利害関係を検証し、業務執行者からの独立性が確保でき、公正不偏の立場が保持できるものとしてあります。また、様々な分野に関する豊富な知識・経験を有する者から選任し、中立的・客観的な視点から監査を行うことにより、経営の健全性を確保するものとしてあります。

なお、監査等委員でない社外取締役は選任しておりませんが、経営の妥当性を適切に監督できることを選任基準としております。

当行の社外取締役は3名（うち監査等委員である社外取締役は3名）であります。

監査等委員である社外取締役の今田武男は山口県信用保証協会での職務経験や当行社外監査役としての職務経験を有しております。

監査等委員である社外取締役の坂本正喜は財務省等行政機関や弁護士、(株)整理回収機構代表取締役専務としての職務経験を有しております。

監査等委員である社外取締役の末永久大は、弁護士としての職務経験や山口県弁護士会会长等の経験を通じ、幅広い知見を有しております。

当行と社外取締役及びそれらの出身又は現任する会社等との間に、特別な利害関係はありません。

なお、当行の社外取締役今田武男氏、坂本正喜氏及び末永久大氏との資本関係は「4 コーポレート・ガバナンス、(2) 役員の状況、役員一覧」に記載のとおりであります。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

a.組織、人員

有価証券報告書提出日現在、当行の監査等委員は社外取締役である監査等委員3名を含む4名で構成されております。

監査等委員の職務を遂行する組織として監査等委員会事務局を設置し、2025年3月末時点で適正な知識、能力、経験を有する専任スタッフを1名配置し、監査等委員の職務遂行のサポートを行っています。当該監査等委員会事務局スタッフの人事異動、業績評価に関しては監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を高め、監査等委員の指示の実効性を確保しています。

b.監査等委員会の活動状況

当行は当事業年度末までに監査等委員会を定例会12回、臨時会2回（うち1回書面決議）開催しており、個々の監査等委員の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	監査等委員会出席状況
取締役監査等委員（常勤）	奈村 幸一郎	全14回中14回（うち1回書面開催）
取締役監査等委員	今田 武男	全14回中14回（うち1回書面開催）
取締役監査等委員	坂本 正喜	全14回中14回（うち1回書面開催）
取締役監査等委員	末永 久大	全14回中14回（うち1回書面開催）

（注）1. 当事業年度の監査等委員会議長は奈村幸一郎であります。

2. 今田武男、坂本正喜、末永久大は社外取締役であります。

監査等委員会における具体的な検討事項は、取締役会の意思決定過程、取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行の適法性、妥当性、効率性及び内部統制システムの整備・運用状況等、並びに会計監査人の監査の相当性及びその報酬、サステイナビリティ目標の設定や進捗のモニタリング体制の確認についてであります。

監査等委員会における主な活動の状況は、監査の方針及び監査実施計画を策定し、取締役等との意思疎通、取締役会への出席、重要な決裁書類の閲覧、本部及び主要な営業店における業務及び財産状況の調査、子会社の取締役等及び監査役との意思疎通・情報交換や子会社からの事業報告の確認、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認を行っています。

常勤の監査等委員は、常勤者としての特性を踏まえ、経営会議、コンプライアンス委員会、SDGs推進委員会等、重要な会議に出席し、監査等の環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証しております。また、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監査等委員と共有するよう努めています。

なお当行は、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、監査等委員会は引き続き4名の監査等委員（うち3名は社外取締役）で構成されることになります。

内部監査の状況

（内部監査の組織、人員及び手続き）

内部監査は、監査部（提出日現在の人員11名）により、本部各部門、営業店、連結子会社、外部委託先を対象として、業務の運営態勢や各種リスクの管理態勢等に着目した監査を実施しております。また、監査部は財務報告に係る内部統制についての評価も実施しており、これらの結果は、取締役会及び監査等委員会に報告しております。

（内部監査の実効性を確保するための取組）

内部監査部門（監査部）は、「内部監査計画」に基づき内部監査を実施しております。内部監査結果については、内部監査部門長（監査部長）が、被監査部門の所属長に対し、指摘改善事項について、適切な措置を行うよう求め、また当該改善指摘事項に係る改善・是正状況を確認することとしております。

内部監査部門長（監査部長）は、「内部監査協議会」において内部監査実施状況を常勤役員全員及び担当部門（被監査部門）に報告し、内部監査実施時に発見した指摘・確認事項と改善策を協議しております。内部監査部門長（監査部長）は、「内部監査協議会」で報告した事項を監査等委員会に報告しております。また、内部監査部門担当役員は、内部監査実施状況を取締役会に報告しております。

（内部監査、監査等委員会及び会計監査の相互連携）

内部監査部門（監査部）は、内部監査の実施にあたっては監査等委員会及び会計監査人と連携し、効率的運用を図るとともに監査の実効性の確保に努めています。具体的には、毎月の監査結果について、取締役監査等委員（常勤）に対し「監査等委員会レビュー協議会」を行っております。また、会計監査人とは年2回、取締役監査等委員（常勤）を含めた「三様監査会議」を開催し、情報の共有化等、連携を図る体制としております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 繼続監査期間

3年

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 小松 亮一

指定有限責任社員 業務執行社員 山村 幸也

d. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成は公認会計士5名、その他13名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当行監査等委員会で定める「会計監査人の選任等及び評価に関する基準」に基づき、選任、解任、不再任、並びに再任の適否を判断しております。

なお、太陽有限責任監査法人は、2023年12月26日付で金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けております。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当行監査等委員会で定める「会計監査人の選任等及び評価に関する基準」に基づき、太陽有限責任監査法人の監査結果の相当性、監査活動の適切性、妥当性について監査等委員会で評価を行っております。

これらを踏まえ、当事業年度においても同監査法人を会計監査人として再任することを決定しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	39	-	39	-
連結子会社	1	-	1	-
計	41	-	41	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当行の監査公認会計士等に対する監査報酬については、会計監査人から提出された監査計画の妥当性を検証のうえ、当該計画に示された監査時間等から監査報酬が合理的であると判断したうえで決定することとしております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の当年度の監査体制、監査時間と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

当行は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

当行は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。会計基準内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人が行う研修や開示書類に関するセミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
現金預け金	3 287,441	3 319,496
買入金銭債権	1,172	523
金銭の信託	4,022	3,828
有価証券	1, 3, 8 427,317	1, 3, 8 451,271
貸出金	1, 2, 4 1,709,983	1, 2, 4 1,785,739
外国為替	1 453	1 257
その他資産	1, 3 13,492	1, 3 22,558
有形固定資産	6, 7 11,400	6, 7 13,437
建物	3,684	3,564
土地	5 6,953	5 6,866
リース資産	34	30
建設仮勘定	67	2,444
その他の有形固定資産	660	531
無形固定資産	5,659	5,800
ソフトウエア	539	5,666
ソフトウエア仮勘定	5,087	101
その他の無形固定資産	32	32
繰延税金資産	1,468	3,913
支払承諾見返	1 778	1 632
貸倒引当金	9,637	7,573
資産の部合計	2,453,553	2,599,887
負債の部		
預金	3 2,012,451	3 2,139,140
コールマネー及び売渡手形	21,000	-
債券貸借取引受入担保金	3 41,853	3 27,144
借入金	3 273,700	3 315,200
その他負債	11,484	22,823
退職給付に係る負債	329	464
睡眠預金払戻損失引当金	211	157
偶発損失引当金	157	172
再評価に係る繰延税金負債	5 790	5 814
支払承諾	778	632
負債の部合計	2,362,756	2,506,549

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部		
資本金	28,497	28,497
資本剰余金	20,130	20,130
利益剰余金	39,177	44,171
自己株式	135	142
株主資本合計	87,670	92,657
その他有価証券評価差額金	1,068	2,086
繰延ヘッジ損益	818	1,609
土地再評価差額金	5 1,548	5 1,583
退職給付に係る調整累計額	309	426
その他の包括利益累計額合計	3,126	680
純資産の部合計	90,797	93,337
負債及び純資産の部合計	2,453,553	2,599,887

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
経常収益	33,994	38,696
資金運用収益	26,490	31,076
貸出金利息	21,119	22,855
有価証券利息配当金	4,309	6,281
コールローン利息及び買入手形利息	0	2
債券貸借取引受入利息	114	12
預け金利息	211	520
その他の受入利息	734	1,403
役務取引等収益	4,180	4,140
その他業務収益	1,395	499
その他経常収益	1,927	2,980
貸倒引当金戻入益	-	1,073
その他の経常収益	1 1,927	1 1,907
経常費用	25,674	30,853
資金調達費用	4,652	7,211
預金利息	2,297	4,047
譲渡性預金利息	0	4
コールマナー利息及び売渡手形利息	26	8
債券貸借取引支払利息	1,946	1,708
借用金利息	-	81
その他の支払利息	435	1,362
役務取引等費用	4,827	4,567
その他業務費用	2,754	1,631
営業経費	2 11,239	2 16,830
その他経常費用	2,199	612
貸倒引当金繰入額	1,588	-
その他の経常費用	3 610	3 612
経常利益	8,319	7,843
特別利益	2	47
固定資産処分益	-	47
関係会社株式売却益	2	-
特別損失	220	88
固定資産処分損	12	12
減損損失	4 208	4 76
税金等調整前当期純利益	8,101	7,802
法人税、住民税及び事業税	2,571	3,188
法人税等調整額	1	1,339
法人税等合計	2,569	1,849
当期純利益	5,531	5,953
親会社株主に帰属する当期純利益	5,531	5,953

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	5,531	5,953
その他の包括利益	1,305	1,2,504
その他有価証券評価差額金	747	3,155
繰延ヘッジ損益	1,041	791
土地再評価差額金	-	23
退職給付に係る調整額	12	117
包括利益	5,836	3,448
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	5,836	3,448

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	28,497	20,130	34,548	129	83,046
当期変動額					
剰余金の配当			901		901
親会社株主に帰属する当期純利益			5,531		5,531
自己株式の取得				6	6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	4,629	6	4,623
当期末残高	28,497	20,130	39,177	135	87,670

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,816	222	1,548	321	2,821	85,867
当期変動額						
剰余金の配当						901
親会社株主に帰属する当期純利益						5,531
自己株式の取得						6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	747	1,041	-	12	305	305
当期変動額合計	747	1,041	-	12	305	4,929
当期末残高	1,068	818	1,548	309	3,126	90,797

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	28,497	20,130	39,177	135	87,670
当期変動額					
剰余金の配当			901		901
親会社株主に帰属する当期純利益			5,953		5,953
自己株式の取得				6	6
土地再評価差額金の取崩			58		58
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	4,993	6	4,987
当期末残高	28,497	20,130	44,171	142	92,657

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,068	818	1,548	309	3,126	90,797
当期変動額						
剰余金の配当						901
親会社株主に帰属する当期純利益						5,953
自己株式の取得						6
土地再評価差額金の取崩						58
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,155	791	34	117	2,446	2,446
当期変動額合計	3,155	791	34	117	2,446	2,540
当期末残高	2,086	1,609	1,583	426	680	93,337

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	8,101	7,802
減価償却費	955	1,270
減損損失	208	76
子会社株式売却損益（　は益）	2	-
貸倒引当金の増減（　）	984	2,063
退職給付に係る負債の増減額（　は減少）	20	134
睡眠預金払戻損失引当金の増減額（　は減少）	52	54
偶発損失引当金の増減額（　は減少）	31	15
資金運用収益	26,490	31,076
資金調達費用	4,652	7,211
有価証券関係損益（　）	413	554
金銭の信託の運用損益（　は運用益）	148	0
為替差損益（　は益）	399	151
固定資産処分損益（　は益）	12	35
貸出金の純増（　）減	137,515	75,755
預金の純増減（　）	131,993	126,689
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（　）	195,700	41,500
預け金（日銀預け金を除く）の純増（　）減	17	17
コールローン等の純増（　）減	897	649
コールマネー等の純増減（　）	21,000	21,000
債券貸借取引受入担保金の純増減（　）	42,445	14,708
外国為替（資産）の純増（　）減	161	195
外国為替（負債）の純増減（　）	7	-
資金運用による収入	26,239	30,498
資金調達による支出	4,247	5,767
その他	4,587	1,556
小計	174,097	67,825
法人税等の支払額又は還付額（　は支払）	2,612	2,491
営業活動によるキャッシュ・フロー	171,485	65,333
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	262,644	132,312
有価証券の売却による収入	109,673	68,127
有価証券の償還による収入	29,850	35,173
金銭の信託の増加による支出	31	97
金銭の信託の減少による収入	32	213
有形固定資産の取得による支出	1,291	2,603
無形固定資産の取得による支出	2,205	958
有形固定資産の売却による収入	8	81
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	2,137	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	126,472	32,376

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	901	901
自己株式の取得による支出	6	6
その他	9	12
財務活動によるキャッシュ・フロー	917	920
現金及び現金同等物の増減額(　は減少)	44,095	32,036
現金及び現金同等物の期首残高	243,228	287,323
現金及び現金同等物の期末残高	1 287,323	1 319,360

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 2社

会社名

株式会社エス・ケイ・ベンチャーズ

きらら債権回収株式会社

(連結の範囲の変更)

投資事業有限責任組合さいきょう地方創生ファンドは、2024年12月24日付にて清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

また、前連結会計年度において連結子会社であった株式会社西京システムサービスは、2025年1月1日付で当行を存続会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社 1社

会社名

西京イノベーション投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 0社

(2) 持分法適用の関連会社 0社

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社名

西京イノベーション投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社 0社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っています。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によってあります。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：5年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（当行の勘定系基幹システム関連については10年、その他は主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（以下、「非保全額」という。）のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を以下のとおり計上しております。

総与信額が一定額を超える債務者に対する債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法により計上しております。

上記以外の債務者に対する債権については、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した予想損失率を非保全額に乗じた額を貸倒引当金として計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,648百万円（前連結会計年度末は2,174百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度の対象となる信用保証協会保証付融資に対して、当該融資が信用保証協会の代位返済を受けた場合に当行が費用負担すべき額を見積って計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定期式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(9) 重要な収益及び費用の計上基準

当行グループの顧客との契約から生じる収益は、主に口座振替に係る手数料、内国為替に係る手数料、投資信託及び生命保険等の金融商品販売に係る手数料、個別信用購入あっせんに係る手数料などから構成されています。

口座振替に係る手数料は振替の完了した時点、内国為替に係る手数料は振込等の為替取引が完了した時点、金融商品販売に係る手数料は金融商品販売の約定を行った時点で、それぞれ履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、個別信用あっせんに係る手数料については、各返済期日到来時点で、履行義務が充足されると判断し、手数料総額を分割回収の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益に計上する方法としております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社は、外貨建資産・負債を保有しておりません。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸付金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、連結子会社はヘッジ取引を行っておりません。

(12) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1.貸倒引当金

(1)当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
貸倒引当金	9,637百万円	7,573百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「(5)貸倒引当金の計上基準」に記載しているとおり、当行の貸出金について資産の自己査定基準に基づく査定結果を基礎として債務者を分類し、債務者区分毎に貸倒引当金の算定を行っております。

個人向け貸出金は、主に個人に対する住宅ローンや消費ローン等、個人貸家業に対する貸出金になります。住宅ローンや消費ローン等は客観的な延滞基準、個人貸家業に対する貸出金は客観的な延滞基準及び当該物件の入居率等に基づいて債務者区分を判定しております。なお、一部の債務者に関しては、過年度においてリスクの見直しを行い、債務者の支払能力を総合的に判断した上で、債務者区分を見直しました。

法人向け貸出金は、主として債務者の実態的な財務内容、収益力、資金繰り等によりその返済能力を検討し、業種特性、債務者の将来の業績及びキャッシュ・フローの見通し、経営改善計画等の合理性、金融機関の支援状況等を総合的に判断して債務者区分を決定しております。

主要な仮定

主要な仮定は、「法人向け貸出金の債務者区分の判定における債務者の将来の業績及びキャッシュ・フローの見通し」であり、各債務者の実態的な財務内容、収益力、資金繰りを個別に評価し、設定しております。

翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

各債務者の事業環境や収益力、資金繰りの変化や地政学的リスクの動向等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかに関わらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
出資金	-百万円	217百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,713百万円	4,550百万円
危険債権額	19,231百万円	18,049百万円
要管理債権額	-百万円	-百万円
三月以上延滞債権額	-百万円	-百万円
貸出条件緩和債権額	-百万円	-百万円
小計額	23,945百万円	22,600百万円
正常債権額	1,692,407百万円	1,769,685百万円
合計額	1,716,352百万円	1,792,285百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1,184百万円	578百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	326,983百万円	358,302百万円
預け金	21百万円	21百万円
その他資産	3百万円	3百万円
計	327,009百万円	358,327百万円
担保資産に対応する債務		
預金	556百万円	612百万円
債券貸借取引受入担保金	41,853百万円	27,144百万円
借用金	273,700百万円	315,200百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。		
	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有価証券	1,495百万円	3,754百万円
その他資産	2,900百万円	1,200百万円
また、その他資産には、保証金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。		
	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
保証金	2,957百万円	1,263百万円
金融商品等差入担保金	52百万円	- 百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
融資未実行残高	155,204百万円	195,002百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	153,037百万円	192,089百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をできる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
2,521百万円	2,436百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
減価償却累計額	6,175百万円	5,197百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
圧縮記帳額 (当連結会計年度の圧縮記帳額)	20百万円 (- 百万円)	20百万円 (- 百万円)

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	4,232百万円	4,445百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
株式等売却益	1,139百万円	1,012百万円
金銭の信託運用益	236百万円	59百万円
買取債権収益	201百万円	694百万円

2. 営業経費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
広告宣伝費・キャンペーン費用	90百万円	5,098百万円
給料・手当	5,021百万円	5,047百万円
業務委託費	1,205百万円	1,546百万円
退職給付費用	277百万円	287百万円

3. その他の経常費用には、次のものを含んであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
株式等売却損	106百万円	83百万円

4. 減損損失

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

次の資産について減損損失を計上しております。

地域	用途	種類	減損損失 (百万円)
山口県	営業用資産 1力所	建物、その他の有形固定資産	208

地域ごとの減損損失の内訳

山口県 208百万円（内、建物 202百万円、その他の有形固定資産 6百万円）

当行は、管理会計上の最小区分として、営業を共同で行っている地域をもとにグルーピングを行っております。連結子会社は、各社単位でグルーピングを行っております。

店舗の移転及び統廃合の施策、遊休不動産の処分、システム更新等の方針により、対象となっている土地、建物、ソフトウェア及び関連するその他有形固定資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、売却予定価額または路線価をもとにした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

次の資産について減損損失を計上しております。

地域	用途	種類	減損損失 (百万円)
山口県	営業用資産 1力所	土地、建物他	76

地域ごとの減損損失の内訳

山口県 76百万円（内、土地 46百万円、建物 28百万円、その他の有形固定資産 1百万円）

当行は、管理会計上の最小区分として、営業を共同で行っている地域をもとにグルーピングを行っております。連結子会社は、各社単位でグルーピングを行っております。

店舗の移転及び統廃合の施策、遊休不動産の処分、システム更新等の方針により、対象となっている土地、建物、ソフトウェア及び関連するその他有形固定資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、売却予定価額または路線価をもとにした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	2,341	6,903
組替調整額	1,263	2,325
法人税等及び税効果調整前	1,078	4,578
法人税等及び税効果額	330	1,423
その他有価証券評価差額金	747	3,155
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	2,370	3,076
組替調整額	873	1,908
法人税等及び税効果調整前	1,497	1,168
法人税等及び税効果額	455	376
繰延ヘッジ損益	1,041	791
土地再評価差額金		
当期発生額	-	-
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	-	-
法人税等及び税効果額	-	23
土地再評価差額金	-	23
退職給付に係る調整額		
当期発生額	80	285
組替調整額	97	108
法人税等及び税効果調整前	17	177
法人税等及び税効果額	5	59
退職給付に係る調整額	12	117
その他の包括利益合計	305	2,504

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	115,967	-	-	115,967	
第四種優先株式	10,000	-	-	10,000	
合計	125,967	-	-	125,967	
自己株式					
普通株式	330	9	-	339	(注)
合計	330	9	-	339	

(注) 普通株式の自己株式の増加9千株は単元未満株式買取によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	751	6.50	2023年3月31日	2023年6月28日
	第四種優先 株式	150	15.00	2023年3月31日	2023年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	751	利益剰余金	6.50	2024年3月31日	2024年6月28日
	第四種優先 株式	150	利益剰余金	15.00	2024年3月31日	2024年6月28日

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	115,967	-	-	115,967	
第四種優先株式	10,000	-	-	10,000	
合計	125,967	-	-	125,967	
自己株式					
普通株式	339	9	-	348	(注)
合計	339	9	-	348	

(注) 普通株式の自己株式の増加9千株は単元未満株式買取によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	751	6.50	2024年3月31日	2024年6月28日
	第四種優先 株式	150	15.00	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
2025年6月24日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	809	利益剰余金	7.00	2025年3月31日	2025年6月25日
	第四種優先 株式	150	利益剰余金	15.00	2025年3月31日	2025年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金預け金勘定	287,441百万円	319,496百万円
定期預け金	21	21
普通預け金	19	0
その他	76	113
現金及び現金同等物	287,323	319,360

2. 前連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の売却により西京カード株式会社（2023年10月2日にM I R A I 株式会社に商号変更）が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに西京カード株式会社の売却価額と売却による収入は次のとおりであります。

流動資産	3,160百万円
固定資産	29
流動負債	3,031
固定負債	24
株式売却益	2
西京カード株式会社株式の売却価額	137
西京カード株式会社現金及び現金同等物	-
差引：売却による収入	137

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として車両であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、当行、連結子会社2社で構成され、銀行業務を中心に、ベンチャーキャピタル業務、債権管理回収業務などの金融サービスに係る事業を行っております。当行の本店を含む全61支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等の銀行業務に取り組んでおります。また、連結子会社において、ベンチャーキャピタル業務、債権管理回収業務等を事業展開することにより、銀行業務のサポート及び金融サービスの充実を図っております。

当行グループでは、主として預金による資金調達を行い、貸出金、有価証券等を主体に資金運用を行っております。

また、デリバティブ取引は金利スワップ及び為替予約等を行っておりますが、利用目的は、主に多様な顧客ニーズへの対応及び金利・為替相場の変動による損失を軽減することであり、当行の資産・負債に対するリスク・ヘッジのために行い、多額の投機的な取引は行わないことを取組みの基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の法人及び個人に対する貸出金であり、信用供与先の倒産や財務状況の悪化等により、資産（オフバランスを含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被る信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び投資事業組合出資金であり、満期保有目的の債券及びその他有価証券で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は、主として国内の法人及び個人の預金であり、予期せぬ預金の流出等により、対外決済に支障をきたす流動性リスクを内包しております。

デリバティブ取引には、ALM（資産・負債の総合管理）の一環で行っている金利スワップ取引があります。当行グループでは、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象であるその他有価証券で保有する現物債券の金利変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。ヘッジの有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券とヘッジ手段である金利スワップ取引に高い有効性があることを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

このほか、その他有価証券で保有する外貨建債券から生じる為替変動リスクを減殺する目的で為替スワップ取引を行い、また、お客さまとの間の外国為替取引で生じる為替変動リスクを減殺する目的で、金融機関と外国為替予約カバー取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクの所在と量を、適時且つ適確に把握し、発生するリスクの極小化を図る与信プロセス管理と、業種、債務者等への信用リスク集中を排除するべく与信ポートフォリオ管理を行うことで、経営の健全性、収益性を高めることを信用リスク管理の基本方針としております。特に、信用リスク集中については、クレジット・リミットの設定や与信集中管理等を通じて信用リスクを適切にコントロールしております。

また、適切な与信管理体制を構築するため、営業推進部門から分離、独立した信用リスク管理部署を設置し、相互牽制態勢を確立しております。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当行グループは、金利リスクを、「一般貸出金等による運用と預金・社債・借入等による調達の長さの違い（ALMギャップ）に由来する金利リスク」、「保有する債券に由来する金利リスク」、「貸出金の中でも金利決定スキームが特殊である仕組貸出金（仕組金利貸出金）に由来する金利リスク」の3つに大別し、リスクの所在と量を適時・適確に把握し、自己資本対比でのリスク量の適切性の管理と、収益性の管理を行うことを基本方針としており、統合的リスク管理部門がモニタリングを行い、経営陣に報告しております。

なお、預貸金の長短ギャップに伴う金利リスクは、預金政策、貸出金政策によりコントロールするほか、必要に応じて金利スワップを使用した「包括ヘッジ」「個別ヘッジ」の手法によりリスクヘッジ（リスクの減殺）を実施しております。

() 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、為替スワップ取引及び外国為替予約等のカバー取引等を利用し、当該リスクを回避しております。

() 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、取締役会の定めた方針に基づき、有価証券運用に関する規程に従い行われております。このうち、保有目的を、「その他有価証券」に区分した有価証券は、適切なロスカット・ルールを設定し、価格変動リスクを管理しております（ただし、政策目的運用で保有する株式、及び元本償還が確実な国債・政府保証債・地方債を除く。）。ロスカット、ポジション枠は、市場事務部門において日次でモニタリングしております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、当行グループの資産・負債に対するリスク・ヘッジを行うことを主目的とし、多額の投機的な取引は行わないことを基本方針としております。リスク管理体制については、取締役会の定めた各種リスク管理に関する規程に基づき、フロント部署（市場営業部門）、ミドル部署（統合的リスク管理部門）、バック部署（市場事務部門）において、日次、週次、月次等の適時管理を行っております。

() 市場リスクに係る定量的情報

定量的分析を利用していいる金融商品：トレーディング勘定

当行において、トレーディング目的として保有している有価証券に関する時価の損失額の推計値としてVaRを算出しております。

VaRの算出にあたっては、分散・共分散法（信頼区間99.0%、観測期間1年）を採用しており、保有期間は10日としております。

2025年3月31日（当期の連結決算日）現在でトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で126百万円（前連結会計年度は68百万円）であります。

定量的分析を利用していいる金融商品：非トレーディング勘定

当行において、主要なリスク変数である金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」であります。

上記商品のVaRの算出にあたっては、分散・共分散法（信頼区間99.0%、観測期間1年）を採用しており、保有期間にについては「政策目的運用を除く有価証券」は3ヶ月、「政策目的運用（非上場株式等を除く）有価証券」、「市場型間接金融商品」、「預貸金取引等（ALMギャップ）」は6ヶ月としております。

2025年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行のトレーディング業務以外の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で27,991百万円（前連結会計年度は17,694百万円）であります。なお、当行ではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストティングを実施しております。

2024年度に関して実施したバックテストティングの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

定量的分析を利用していない金融商品

2025年3月31日（当期の連結決算日）現在で定量的分析を利用していない金融商品は保有しておりません。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、ローンポジションによる資金繰り運営を原則とし、運用・調達計画に基づく資金計画と、実績管理による資金繰り調整を行っております。預金残高管理、営業店等からの情報収集等による預金動向の把握、資金戻の予想乖離額の管理等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金、並びに借用金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	4,022	4,022	-
(2)商品有価証券及び有価証券			
満期保有目的の債券	94,227	94,264	36
その他有価証券（*1）	328,511	328,511	-
(3)貸出金			
貸倒引当金（*2）	1,709,983 9,603	1,687,734	12,644
資産計	2,127,142	2,114,533	12,608
(1)預金	2,012,451	2,014,175	1,723
負債計	2,012,451	2,014,175	1,723
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(29)	(29)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	1,135	1,135	-
デリバティブ取引計	1,106	1,106	-

（*1） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	3,828	3,828	-
(2)商品有価証券及び有価証券			
満期保有目的の債券	96,066	92,268	3,798
その他有価証券（*1）	350,348	350,348	-
(3)貸出金	1,785,739		
貸倒引当金（*2）	7,563		
	1,778,176	1,682,689	95,486
資産計	2,228,419	2,129,135	99,284
(1)預金	2,139,140	2,138,665	475
負債計	2,139,140	2,138,665	475
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	9	9	-
ヘッジ会計が適用されているもの	2,279	2,279	-
デリバティブ取引計	2,288	2,288	-

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「商品有価証券及び有価証券」には含まれてありません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非上場株式（*1）（*2）	2,523	2,099
組合出資金（*3）	2,053	2,757

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について51百万円減損処理を行っております。
当連結会計年度において、非上場株式について32百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	273,653	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	-
満期保有目的の債券	-	-	57,034	1,500	25,852	9,840
その他有価証券のうち満期があるもの	14,258	59,064	123,404	15,279	14,104	34,100
貸出金(*)	252,725	163,782	163,354	131,106	179,037	740,703
合計	540,636	222,847	343,793	147,886	218,995	784,644

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権や証券化商品等、償還予定額が見込めないものの55,369百万円、期間の定めのないものの23,903百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	302,253	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	-
満期保有目的の債券	-	4,799	54,048	2,453	24,916	9,848
その他有価証券のうち満期があるもの	92,458	50,730	49,636	20,210	20,527	46,075
貸出金(*)	240,170	180,893	146,761	131,036	151,383	748,090
合計	634,882	236,423	250,446	153,700	196,826	804,014

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権や証券化商品等、償還予定額が見込めないものの163,430百万円、期間の定めのないものの23,974百万円は含めておりません。

(注3) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,894,427	95,174	19,286	1,746	1,816	-
コールマネー及び売渡手形	21,000	-	-	-	-	-
借用金	61,000	-	212,700	-	-	-
合計	1,976,427	95,174	231,986	1,746	1,816	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,074,049	52,336	10,144	2,009	599	-
借用金	102,500	212,700	-	-	-	-
合計	2,176,549	265,036	10,144	2,009	599	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（*2）	3,103	-	-	3,103
有価証券				
その他有価証券	107,054	168,154	13,969	289,178
国債	73,677	-	-	73,677
地方債	-	91,418	-	91,418
社債	-	47,804	4,193	51,998
外国証券	19,894	19,200	4,022	43,118
株式	11,720	-	-	11,720
その他（*1,2）	1,761	9,731	5,753	17,245
デリバティブ取引	-	1,698	-	1,698
通貨関連	-	14	-	14
金利関連	-	1,684	-	1,684
資産計	110,158	169,852	13,969	293,981
デリバティブ取引	-	592	-	592
通貨関連	-	43	-	43
金利関連	-	549	-	549
負債計	-	592	-	592

（*1）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の規定に基づき「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は38,939百万円であります。

（*2）また、同適用指針第24-16項の規定に基づき「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該組合等への出資の金額は3,365百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売 却及び償 還の純額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなす こととした 額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなさ ないこと とした額	期末 残高	当期の損益に計上した 額のうち連結貸借対照 表日において保有する 投資信託の評価損益
	損益に 計上	その他の 包括利益 に計上 (*)					
29,848	-	512	8,578	-	-	38,939	-

(*) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*2)	2,929	-	-	2,929
有価証券				
その他有価証券	148,351	142,162	15,085	305,599
国債	115,893	-	-	115,893
地方債	-	83,594	-	83,594
社債	-	39,784	4,310	44,095
外国証券	19,029	12,078	4,947	36,055
株式	11,708	-	-	11,708
その他(*1,2)	1,719	6,704	5,828	14,252
デリバティブ取引	-	2,751	-	2,751
通貨関連	-	30	-	30
金利関連	-	2,720	-	2,720
資産計	151,280	144,913	15,085	311,280
デリバティブ取引	-	463	-	463
通貨関連	-	21	-	21
金利関連	-	441	-	441
負債計	-	463	-	463

(*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-9項の規定に基づき「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は44,748百万円であります。

(*2) また、同適用指針第24-16項の規定に基づき「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該組合等への出資の金額は3,656百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売 却及び償 還の純額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなす こととした 額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなさ ないこと とした額	期末 残高	当期の損益に計上した 額のうち連結貸借対照 表日において保有する 投資信託の評価損益
	損益に 計上	その他の 包括利益 に計上 (*)					
38,939	5	781	5,021	-	-	44,748	-

(*) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	69,784	-	-	69,784
社債	-	24,480	-	24,480
貸出金	-	-	1,687,734	1,687,734
資産計	69,784	24,480	1,687,734	1,781,998
預金	-	2,014,175	-	2,014,175
負債計	-	2,014,175	-	2,014,175

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	66,553	-	-	66,553
社債	-	25,715	-	25,715
貸出金	-	-	1,682,689	1,682,689
資産計	66,553	25,715	1,682,689	1,774,958
預金	-	2,138,665	-	2,138,665
負債計	-	2,138,665	-	2,138,665

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき主にレベル1に分類しております。

なお、預け金と同様の性質を有すると考えられるものは帳簿価額によってあります。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TONAR、SWAP、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、レベル3に分類しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）である商業手形や一部の当座貸越については、時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結貸借対照表計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価しております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分が店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (*1)

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均(*2)
有価証券				
その他有価証券				
社債(私募債)	現在価値技法	倒産確率	0.00% - 7.05%	0.44%

(*1) レベル3に分類した外国証券とその他は当行自身が観測できないインプットを推計していないため、記載を省略しております。

(*2) インプットの加重平均は金融資産の時価により算出しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均(*2)
有価証券				
その他有価証券				
社債(私募債)	現在価値技法	倒産確率	0.00% - 5.97%	0.30%

(*1) レベル3に分類した外国証券とその他は当行自身が観測できないインプットを推計していないため、記載を省略しております。

(*2) インプットの加重平均は金融資産の時価により算出しております。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度（2024年3月31日）

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売 却、発行及 び決済の純 額	レベル3の 時価への振 替	レベル3の 時価からの 振替	期末 残高
		損益に 計上 (*1)	その他の包 括利益に計 上 (*2)				
有価証券							
その他有価証券							
社債	4,787	-	37	557	-	-	4,193
外国証券	5,102	-	80	1,000	-	-	4,022
その他	8,626	0	64	2,808	-	-	5,753

(*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」、「その他業務費用」、「その他経常収益」及び「その他経常費用」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売 却、発行及 び決済の純 額	レベル3の 時価への振 替	レベル3の 時価からの 振替	期末 残高
		損益に 計上 (*1)	その他の包 括利益に計 上 (*2)				
有価証券							
その他有価証券							
社債	4,193	-	96	212	-	-	4,310
外国証券	4,022	-	75	1,000	-	-	4,947
その他	5,753	168	74	168	-	-	5,828

(*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」、「その他業務費用」、「その他経常収益」及び「その他経常費用」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは経営会議にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債（自行保証付私募債等）と外国証券（仕組債）の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、発行体の倒産確率であります。このインプットの著しい増加（減少）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

1 . 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 . 売買目的有価証券

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

2 . 満期保有目的の債券

前連結会計年度（2024年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	39,758	39,871	113
	社債	2,946	2,967	21
	小計	42,704	42,839	134
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	29,928	29,912	15
	社債	21,595	21,512	82
	小計	51,523	51,424	98
合計		94,227	94,264	36

当連結会計年度（2025年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	69,716	66,553	3,163
	社債	26,350	25,715	635
	小計	96,066	92,268	3,798
合計		96,066	92,268	3,798

3. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,183	4,760	4,423
	債券	12,789	12,742	46
	地方債	10,082	10,048	34
	社債	2,706	2,694	11
	外国証券	13,067	12,498	569
	その他	43,344	40,842	2,501
	小計	78,385	70,844	7,540
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,536	2,669	133
	債券	204,304	206,701	2,396
	国債	73,677	74,559	881
	地方債	81,335	82,465	1,130
	社債	49,291	49,676	384
	外国証券	30,050	32,256	2,206
	その他	13,235	14,623	1,387
	小計	250,126	256,250	6,124
合計		328,511	327,095	1,416

当連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	7,611	3,677	3,933
	債券	5,178	5,171	7
	国債	4,878	4,871	7
	社債	300	299	0
	外国証券	12,484	12,100	384
	その他	49,314	46,235	3,078
	小計	74,588	67,185	7,403
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,097	4,711	613
	債券	238,404	245,449	7,045
	国債	111,014	114,127	3,112
	地方債	83,594	86,724	3,130
	社債	43,795	44,597	802
	外国証券	23,571	25,324	1,752
	その他	9,686	10,791	1,104
	小計	275,759	286,275	10,516
合計		350,348	353,460	3,112

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	13,554	706	8
債券	77,916	888	1,374
国債	77,916	888	1,374
外国証券	18,316	-	1,516
その他	293	12	-
合計	110,080	1,607	2,899

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	8,110	812	4
債券	47,339	-	2,257
国債	47,339	-	2,257
外国証券	9,535	-	1,099
その他	624	8	40
合計	65,610	820	3,403

6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

從来売買目的で保有していた国債の保有目的をその他有価証券に変更しております。これは、当該国債の運用・管理の体制を変更したためであります。この結果、商品有価証券が23百万円減少し、有価証券が同額増加しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理を行った有価証券はありません。

当連結会計年度における減損処理を行った有価証券はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結会計年度末において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、25%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。

(金銭の信託関係)

1 . 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度 (2024年 3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,067	74

当連結会計年度 (2025年 3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	938	164

2 . 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度 (2024年 3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度 (2025年 3月31日)

該当ありません。

3 . その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (2024年 3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	1,955	1,931	23	24	0

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度 (2025年 3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	2,890	2,933	42	-	42

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	1,440
その他有価証券	1,416
その他の金銭の信託	23
()繰延税金負債	371
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	1,068
()非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	1,068

当連結会計年度（2025年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	3,138
その他有価証券	3,095
その他の金銭の信託	42
(+)繰延税金資産	1,052
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	2,086
()非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	2,086

(デリバティブ取引関係)

1 . ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに該当時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度 (2024年 3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度 (2025年 3月31日)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度 (2024年 3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
店頭	買建	-	-	-	-
	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	13,145	-	33	33
	買建	1,070	-	4	4
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	29	29

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	4,968	-	9	9
	買建	9	-	0	0
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	9	9

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

（3）株式関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当ありません。

（4）債券関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに該当時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	金利スワップ	-	-	-	-
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	有価証券	37,738	37,738	1,135
	金利先物	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
金利スワップの特例処理	その他	-	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-	-
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	-	-	-	-
	合計	-	-	-	1,135

(注) 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	金利スワップ	-	-	-	-
	受取固定・支払変動	有価証券	57,425	57,425	2,279
	受取変動・支払固定	-	-	-	-
	金利先物	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
金利スワップの特例処理	その他	-	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-	-
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
合計		-	-	-	2,279

(注) 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当ありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行の退職給付制度は退職一時金制度のほか、企業年金基金制度と併せて採用しております。また、当行は、退職給付信託を設定しております。なお、連結子会社には退職給付制度はありません。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(百万円)
退職給付債務の期首残高	3,555	3,375	
勤務費用	244	239	
利息費用	-	-	
数理計算上の差異の発生額	10	247	
退職給付の支払額	434	478	
その他	-	-	
退職給付債務の期末残高	3,375	3,384	

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(百万円)
年金資産の期首残高	3,211	3,046	
期待運用収益	64	60	
数理計算上の差異の発生額	69	37	
事業主からの拠出額	-	-	
退職給付の支払額	159	149	
年金資産の期末残高	3,046	2,920	

(注) 年金資産には、退職給付信託が含まれております。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(百万円)
積立型制度の退職給付債務	1,072	928	
年金資産	3,046	2,920	
非積立型制度の退職給付債務	1,974	1,992	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,303	2,456	
退職給付に係る負債	329	464	
退職給付に係る資産	-	-	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	329	464	

(注) 年金資産には、退職給付信託が含まれております。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	(百万円)	
勤務費用	244	239
利息費用	-	-
期待運用収益	64	60
数理計算上の差異の費用処理額	97	108
過去勤務費用の費用処理額	-	-
その他	-	-
確定給付制度に係る退職給付費用	277	287

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	(百万円)	
数理計算上の差異	17	177
合計	17	177

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	(百万円)	
未認識数理計算上の差異	444	621
合計	444	621

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	(%)	
債券	22.2%	15.6%
投資信託（注2）	65.1%	68.7%
現金及び預金	6.3%	13.7%
一般勘定	6.4%	1.8%
合計	100.0%	100.0%

(注) 1. 当連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が68.7%（前連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）は65.1%）含まれております。

2. 主として債券に対して投資を行うファンドであります。

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	0.0%	0.0%
割引率	2.0%	2.0%
長期期待運用收益率		

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	3,423百万円	2,998百万円
退職給付に係る負債	763	194
株式等有税償却額	79	75
未払事業税	104	133
減価償却損金算入限度超過額	159	93
未払賞与	111	93
減損損失	36	57
その他有価証券評価差額金	-	1,052
その他	561	2,608
繰延税金資産小計	5,239	7,307
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,976	2,600
評価性引当額	2,976	2,600
繰延税金資産合計	2,263	4,706
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	371	-
繰延ヘッジ損益	358	735
その他	65	57
繰延税金負債合計	795	792
繰延税金資産(負債)の純額	1,468	3,913

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計	30.45 %
(調整)	適用後の法人税等の負担率と	
交際費等永久に損金に算入されない項目	の間の差異が法定実効税率の	0.44
住民税均等割等	100分の5以下であるため注	0.21
評価性引当額の増減	記を省略しております。	5.77
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		0.39
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正		0.48
その他		0.77
税効果会計適用後の法人税等の負担率		23.69

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.45%から31.35%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は46百万円増加し、その他有価証券評価差額金は30百万円増加し、繰延ヘッジ損益は21百万円減少し、法人税等調整額は37百万円減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は23百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
役務取引等収益	2,468	2,255
預金・貸出業務	589	475
為替業務	319	377
証券関連業務	572	689
代理業務	540	410
個別信用購入あっせん業務	198	-
その他	247	302
その他経常収益	73	57
顧客との契約から生じる経常収益	2,542	2,313
上記以外の経常収益	31,452	36,383
外部顧客に対する経常収益	33,994	38,696

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項「(9)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	154	143
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	143	133

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは単一のセグメントであることから、前連結会計年度及び当連結会計年度のセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	21,119	6,645	4,180	2,048	33,994

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	23,929	7,382	4,140	3,244	38,696

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

(1 株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1 株当たり純資産額	円	697.47	719.50
1 株当たり当期純利益	円	46.53	50.19
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	円	-	-

(注) 1 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	90,797	93,337
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	10,150	10,150
うち第四種優先株式払込金額	百万円	10,000	10,000
うち第四種優先株式配当額	百万円	150	150
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	80,647	83,187
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	115,627	115,618

(注) 2 . 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1 株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	5,531	5,953
普通株主に帰属しない金額	百万円	150	150
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	150	150
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	5,381	5,803
普通株式の期中平均株式数	千株	115,631	115,621

(注) 3 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借用金	273,700	315,200	-	-
借入金	273,700	315,200	0.07	2025年4月～ 2028年3月
1年以内に返済予定のリース債務	10	10	-	-
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	23	17	-	2026年4月～ 2029年7月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	102,500	-	212,700	-	-
リース債務 (百万円)	10	9	5	1	0

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借用金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報

(累計期間)	中間連結会計期間	当連結会計年度
経常収益（百万円）	18,161	38,696
税金等調整前中間（当期）純利益（百万円）	5,428	7,802
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益（百万円）	3,690	5,953
1株当たり中間（当期）純利益（円）	31.91	50.19

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
現金預け金	287,441	319,495
現金	13,788	17,242
預け金	4 273,652	4 302,252
買入金銭債権	1,024	300
金銭の信託	4,022	3,828
有価証券	1, 2, 4, 7 427,918	1, 2, 4, 7 451,623
国債	143,363	185,610
地方債	91,418	83,594
社債	76,539	70,445
株式	14,181	14,159
その他の証券	102,415	97,814
貸出金	2, 5, 8 1,709,694	2, 5, 8 1,785,376
割引手形	3 1,184	3 578
手形貸付	14,024	11,020
証書貸付	1,550,613	1,624,861
当座貸越	143,872	148,916
外国為替	2 453	2 257
外国他店預け	453	257
その他資産	13,484	22,556
未決済為替貸	288	254
前払費用	803	735
未収益	2 2,452	2 2,811
金融派生商品	1,698	2,751
その他の資産	2, 4 8,242	2, 4 16,004
有形固定資産	6 11,398	6 13,437
建物	3,685	3,564
土地	6,953	6,866
リース資産	34	30
建設仮勘定	67	2,444
その他の有形固定資産	658	531
無形固定資産	5,673	5,812
ソフトウエア	542	5,678
ソフトウエア仮勘定	5,098	101
その他の無形固定資産	32	32
前払年金費用	192	161
繰延税金資産	1,327	3,714
支払承諾見返	2 778	2 632
貸倒引当金	9,473	7,334
資産の部合計	2,453,937	2,599,862

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
預金	4 2,013,094	4 2,139,339
当座預金	33,605	29,883
普通預金	617,826	714,591
貯蓄預金	9,761	8,275
定期預金	1,349,464	1,384,501
定期積金	30	-
その他の預金	2,405	2,088
コールマネー	21,000	-
債券貸借取引受入担保金	4 41,853	4 27,144
借用金	4 273,700	4 315,200
借入金	273,700	315,200
その他負債	11,442	22,818
未決済為替借	205	-
未払法人税等	1,169	1,880
未払費用	4,763	11,303
前受収益	396	501
給付補填備金	0	-
金融派生商品	592	463
リース債務	34	28
資産除去債務	68	71
その他の負債	4,211	8,570
退職給付引当金	74	3
睡眠預金払戻損失引当金	211	157
偶発損失引当金	157	172
再評価に係る繰延税金負債	790	814
支払承諾	778	632
負債の部合計	2,363,102	2,506,283
純資産の部		
資本金	28,497	28,497
資本剰余金	20,071	20,071
資本準備金	20,071	20,071
利益剰余金	38,964	44,044
利益準備金	2,266	2,447
その他利益剰余金	36,697	41,597
別途積立金	2,832	2,832
繰越利益剰余金	33,865	38,764
自己株式	135	142
株主資本合計	87,398	92,471
その他有価証券評価差額金	1,068	2,086
繰延ヘッジ損益	818	1,609
土地再評価差額金	1,548	1,583
評価・換算差額等合計	3,436	1,107
純資産の部合計	90,834	93,579
負債及び純資産の部合計	2,453,937	2,599,862

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
経常収益	34,310	38,663
資金運用収益	27,072	31,049
貸出金利息	21,152	22,851
有価証券利息配当金	4,887	6,292
コールローン利息	0	2
債券貸借取引受入利息	114	12
預け金利息	211	520
金利スワップ受入利息	701	1,365
その他の受入利息	5	5
役務取引等収益	3,927	4,114
受入為替手数料	320	377
その他の役務収益	3,607	3,737
その他業務収益	1,395	499
国債等債券売却益	959	28
金融派生商品収益	336	470
その他の業務収益	99	0
その他経常収益	1,915	2,999
貸倒引当金戻入益	-	1,099
株式等売却益	1,140	1,007
金銭の信託運用益	236	59
その他の経常収益	538	832
経常費用	25,444	30,818
資金調達費用	4,652	7,212
預金利息	2,297	4,047
譲渡性預金利息	0	4
コールマネー利息	26	8
債券貸借取引支払利息	1,946	1,708
借用金利息	-	81
金利スワップ支払利息	435	1,357
その他の支払利息	0	4
役務取引等費用	4,756	4,566
支払為替手数料	1	51
その他の役務費用	4,755	4,514
その他業務費用	2,754	1,631
外国為替売買損	399	151
商品有価証券売買損	0	-
国債等債券売却損	2,355	1,479
営業経費	11,226	16,892
その他経常費用	2,053	516
貸倒引当金繰入額	1,550	-
株式等売却損	106	83
株式等償却	51	32
金銭の信託運用損	87	59
その他の経常費用	258	341
経常利益	8,865	7,845

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
特別利益	-	127
固定資産処分益	-	47
抱合せ株式消滅差益	-	79
特別損失	538	88
固定資産処分損	12	12
減損損失	208	76
関係会社株式評価損	317	-
税引前当期純利益	8,327	7,883
法人税、住民税及び事業税	2,556	3,183
法人税等調整額	9	1,339
法人税等合計	2,547	1,843
当期純利益	5,780	6,039

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

資本金	株主資本								自己株式	株主資本合計	
	資本剰余金		利益剰余金				別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金							
当期首残高	28,497	20,071	20,071	2,086	2,832	29,167	34,086	129	82,525		
当期変動額											
剰余金の配当							901	901		901	
利益準備金の積立				180			180	-		-	
当期純利益							5,780	5,780		5,780	
自己株式の取得									6	6	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	180	-		4,698	4,878	6	4,872	
当期末残高	28,497	20,071	20,071	2,266	2,832	33,865	38,964	135	87,398		

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,816	222	1,548	3,142	85,668
当期変動額					
剰余金の配当					901
利益準備金の積立					-
当期純利益					5,780
自己株式の取得					6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	747	1,041	-	293	293
当期変動額合計	747	1,041	-	293	5,165
当期末残高	1,068	818	1,548	3,436	90,834

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本								自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金		利益剰余金				別途積立	繰越利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金								
当期首残高	28,497	20,071	20,071	2,266	2,832	33,865	38,964	135	87,398			
当期変動額												
剰余金の配当							901	901		901		
利益準備金の積立				180			180	-		-		
当期純利益						6,039	6,039		6,039			
自己株式の取得									6	6		
土地再評価差額金の取崩						58	58		58			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）												
当期変動額合計	-	-	-	180	-	4,899	5,079	6	5,073			
当期末残高	28,497	20,071	20,071	2,447	2,832	38,764	44,044	142	92,471			

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,068	818	1,548	3,436	90,834
当期変動額					
剰余金の配当					901
利益準備金の積立					-
当期純利益					6,039
自己株式の取得					6
土地再評価差額金の取崩					58
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,155	791	34	2,328	2,328
当期変動額合計	3,155	791	34	2,328	2,744
当期末残高	2,086	1,609	1,583	1,107	93,579

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）によって行っています。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：5年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（勘定系基幹システム関連については10年、その他は主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としてあります。

5. 収益及び費用の計上基準

当行の顧客との契約から生じる収益は、主に口座振替に係る手数料、内国為替に係る手数料、投資信託及び生命保険等の金融商品販売に係る手数料などから構成されています。

口座振替に係る手数料は振替の完了した時点、内国為替に係る手数料は振込等の為替取引が完了した時点、金融商品販売に係る手数料は金融商品販売の約定を行った時点で、それぞれ履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（以下、「非保全額」という。）のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を以下のとおり計上しております。

総与信額が一定額を超える債務者に対する債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法により計上しております。

上記以外の債務者に対する債権については、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した予想損失率を非保全額に乘じた額を貸倒引当金として計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,648百万円（前事業年度末2,174百万円）であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度の対象となる信用保証協会保証付融資に対して、当該融資が信用保証協会の代位返済を受けた場合に当行が費用負担すべき額を見積って計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸付金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
貸倒引当金	9,473百万円	7,334百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」における記載と同一であります。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資額の総額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
株式	662百万円	610百万円
出資金	664百万円	217百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,374百万円	4,089百万円
危険債権額	19,231百万円	18,049百万円
要管理債権額	- 百万円	- 百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円
貸出条件緩和債権額	- 百万円	- 百万円
小計額	23,606百万円	22,139百万円
正常債権額	1,692,457百万円	1,769,783百万円
合計額	1,716,063百万円	1,791,922百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1,184百万円	578百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
担保に供している資産	
有価証券	326,983百万円
預け金	21百万円
その他の資産	3百万円
計	327,009百万円
担保資産に対応する債務	
預金	556百万円
債券貸借取引受入担保金	41,853百万円
借用金	273,700百万円
<u>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。</u>	

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
有価証券	1,495百万円
その他の資産	2,900百万円
また、その他の資産には、保証金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。	1,200百万円
保証金	2,956百万円
金融商品等差入担保金	52百万円
	- 百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
融資未実行残高	156,154百万円
うち原契約残存期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	153,986百万円
	196,105百万円
	193,192百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6 . 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
圧縮記帳額	20百万円	20百万円
(当事業年度の圧縮記帳額)	(- 百万円)	(- 百万円)

7 . 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
4,232百万円	4,445百万円

8 . 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
153百万円	130百万円

（損益計算書関係）

1 . 営業経費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
広告宣伝費・キャンペーン費用	89百万円	5,098百万円
給与・手当	4,843百万円	5,002百万円
減価償却費	946百万円	1,271百万円
退職給付費用	277百万円	287百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2024年 3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

当事業年度 (2025年 3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注)上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位 : 百万円)

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
子会社株式	662	610
関連会社株式	-	-

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	3,422百万円	2,998百万円
退職給付引当金	627	619
株式等有税償却額	79	75
減価償却損金算入限度超過額	159	93
未払賞与	111	93
未払事業税	103	132
減損損失	36	57
その他有価証券評価差額金	-	1,052
その他	556	1,985
繰延税金資産小計	5,097	7,107
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,974	2,600
評価性引当額	2,974	2,600
繰延税金資産合計	2,122	4,506
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	371	-
繰延ヘッジ損益	358	735
その他	65	57
繰延税金負債合計	795	792
繰延税金資産(負債)の純額	1,327百万円	3,714百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	30.45 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.43	
住民税均等割等	0.19	
評価性引当額の増減	5.69	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.45	
その他	1.54	
税効果会計適用後の法人税等の負担率		23.39

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.45%から31.35%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は46百万円増加し、その他有価証券評価差額金は30百万円増加し、繰延ヘッジ損益は21百万円減少し、法人税等調整額は37百万円減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は23百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1 株当たり情報)

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1 株当たり純資産額	円	697.79	721.59
1 株当たり当期純利益	円	48.68	50.93
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	円	-	-

(注) 1 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	90,834	93,579
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	10,150	10,150
うち第四種優先株式払込金額	百万円	10,000	10,000
うち第四種優先株式配当額	百万円	150	150
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	80,684	83,429
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	115,627	115,618

2 . 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1 株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	5,780	6,039
普通株主に帰属しない金額	百万円	150	150
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	150	150
普通株式に係る当期純利益	百万円	5,630	5,889
普通株式の期中平均株式数	千株	115,631	115,621

3 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
有形 固定資産	有形固定資産						
	建物	3,685	107	29 (28)	198	3,564	3,703
	土地	6,953 [2,301]	- [58]	86 (46)	-	6,866 [2,359]	-
	リース資産	34	6	2	8	30	20
	建設仮勘定	67	2,376	-	-	2,444	-
	その他の有形固定資産	658 [38]	162	38 (1)	250	531 [38]	1,439
計		11,398 [2,339]	2,653 [58]	156 (76)	457	13,437 [2,397]	5,163
無形 固定資産	無形固定資産						
	ソフトウェア	542	5,955	6	813	5,678	-
	ソフトウェア仮勘定	5,098	236	5,233	-	101	-
	その他の無形固定資産	32	-	-	0	32	-
計		5,673	6,192	5,239	813	5,812	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期末残高」欄の[]内は内書きで、土地の再評価に関する法律
(1998年法律第34号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。なお、「当期増加
額」は減損損失の計上によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	9,473	7,334	566	8,907	7,334
一般貸倒引当金	3,217	2,556	-	3,217	2,556
個別貸倒引当金	6,256	4,777	566	5,690	4,777
うち非居住者向け債権 分	-	-	-	-	-
睡眠預金払戻損失引当金	211	157	34	177	157
偶発損失引当金	157	172	-	157	172
計	9,842	7,664	600	9,242	7,664

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

- 一般貸倒引当金.....洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金.....主として洗替による取崩額
- 睡眠預金払戻損失引当金...洗替による取崩額
- 偶発損失引当金.....洗替による取崩額

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	1,169	1,866	1,155	-	1,880
未払法人税等	828	1,430	814	-	1,444
未払事業税	340	435	340	-	435

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URLは次のとおり。 https://www.saikyobank.co.jp
株主に対する特典	カタログギフト

(注) 当行定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて応募株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第116期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月27日中国財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月27日中国財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

第117期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日） 2024年11月18日中国財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月20日

株式会社西京銀行
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松 亮一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山村 幸也
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

自己査定における債務者区分の妥当性について	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は山口県を中心とした営業エリアにおいて、法人・個人向けに融資業務等を展開しており、2025年3月31日現在、連結貸借対照表において貸出金1,785,739百万円を計上している。</p> <p>会社が計上している貸出金等の債権の回収可能性は、国内外の経済情勢、主たる営業エリアである山口県の景気動向、担保不動産の価格や流動性、金利、株価等の金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の影響を受ける。</p> <p>このため会社は、将来の貸倒れによる損失に備えるため、連結財務諸表の注記事項「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4 会計方針に関する事項（5）貸倒引当金の計上基準」及び「重要な会計上の見積り」に記載のとおり、自己査定基準に基づき債務者区分を決定し、償却・引当基準にのっとり、決定した債務者区分毎に貸倒引当金を算定し、2025年3月31日現在、連結貸借対照表において貸倒引当金7,573百万円を計上している。</p> <p>貸倒引当金の算定に当たり会社は、すべての債権について、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査する体制を構築している。</p> <p>自己査定における債務者区分の決定に際しては、各債務者の財務情報、資金繰り、収益力等による債務償還能力の総合的な検討が求められる。債務者区分の決定には、債務者の赤字や債務超過の原因、経営改善計画の合理性や実現可能性、事業再建の見込み等に関する経営者の重要な判断や見積りが介在することから、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、自己査定における債務者区分の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">自己査定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性について、統制活動実施者へ質問するとともに、回答の裏付けとなる関連文書を閲覧し評価した。債務者区分の遷移が貸倒引当金計上額に及ぼす金額的影響に加え、債務者の業種、経営改善計画策定の有無、融資残高等を考慮し必要と考えられる検証対象先を抽出した。自己査定関連資料を閲覧のうえ、営業関連部署、資産監査部署に質問を実施し、会社の債務者区分判定の妥当性を検討した。また必要に応じて、債務者の事業状況の視察を行った。債務者の経営改善計画について、過年度に策定した計画と実績とを比較し差異原因を分析することにより、計画の合理性や実現可能性を会社が適切に評価しているかどうかを検討した。主要な債務者の業況について、経営者への質問を行い、債務者区分の見直しの要否について検討した。

勘定系システムの移行に関する検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、顧客の利便性向上や営業店を中心とした事務面の生産性向上に加え、金融商品・サービス開発の生産性向上を目的として、2024年5月6日に勘定系システムの移行を行っている。</p> <p>会社は、当事業年度末の貸借対照表において、総資産2,599,862百万円（連結総資産の約99%）及び損益計算書において、経常収益38,663百万円（連結経常収益の約99%）を計上しており、連結財務諸表において重要な割合を占めている。</p> <p>銀行業は、ITシステムに大きく依存して事業を展開しており、その中でも勘定系システムは、預金・融資・為替の銀行業の主要業務や会計に関連し、大量、複雑、多様な取引を正確かつ適時に処理することが求められる。</p> <p>そのため、勘定系システムの移行に何らかの問題が生じ、システムが適切に稼働しない、もしくはデータ移行が正確かつ網羅的になされなかった場合、勘定系システムから作成される財務情報の信頼性が失われ、連結財務諸表に誤謬が発生する可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、会社の勘定系システムの移行に関して、財務報告の信頼性の観点から、データ移行が正確かつ網羅的になされるか及び移行後の勘定系システムが正確かつ安定的に稼働するかの検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社の勘定系システムの移行に関して検討するため、当監査法人内部のITの専門家と連携して、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 勘定系システムの移行に関するIT全般統制の評価</p> <p>勘定系システムの移行に関するIT全般統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価するため、主に以下の点に着目して、会議体資料を閲覧するとともに担当役員へのヒアリングを施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 勘定系システムの移行にかかる全体計画の作成、承認及びスケジュール管理の態勢 勘定系システムの移行に係る開発要領、マニュアルの整備状況 データ移行に関する計画の作成、承認及びスケジュール管理の態勢 全体計画を構成する各フェーズの完了確認及び承認状況 新システムの稼働開始に関する適切な責任者による最終確認及び承認状況 <p>(2) 勘定系システム移行時のリスク対応手続</p> <p>システム移行時において、データが正確かつ網羅的に移行されていること及びインシデントが適時に把握され適切に対応されていることを確認するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 勘定科目別残高の新旧勘定系システム間の照合 任意に抽出した取引データの新旧勘定系システム間の照合 システム移行に伴い発生したインシデントの把握とその対応状況の検証 <p>(3) 勘定系システム移行後の内部統制の評価</p> <p>勘定系システム移行後のIT統制を含む内部統制の整備状況及び運用状況を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセス管理、プログラム開発・変更管理に関する所管部署担当者への質問及び帳票の閲覧 システム仕様書の閲覧 IT統制に係る帳票の閲覧及び再計算

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社西京銀行の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社西京銀行が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

株式会社西京銀行

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 小松 亮一
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 山村 幸也
業務執行社員 公認会計士

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第117期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

自己査定における債務者区分の妥当性について

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(自己査定における債務者区分の妥当性について)と同一内容であるため、記載を省略している。

勘定系システムの移行に関する検討

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(勘定系システムの移行に関する検討)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。